

第四十回国会 参議院法務委員会會議録第十三号

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時四十七分開会

委員の異動

三月十六日委員青田源太郎君辞任につき、その補欠として苦米地英俊君を議長において指名した。
三月十九日委員苦米地英俊君及び松浦清一君辞任につき、その補欠として青田源太郎君及び赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
亀田 得治君

委員

大川 光三君
加藤 武徳君
野上 進君
林田 正治君
高田 正子君
赤松 常子君
辻 武壽君

國務大臣

植木庚子郎君

法務大臣

津田 実君

政府委員

法務大臣官房司 津田 実君
法法制調査部長 平賀 健太君
法務省民事局長 下村 三郎君
最高裁判所長官代理者 桑原 正憲君
最高裁判所事務 局長 桑原 正憲君
最高裁判所事務 局長 桑原 正憲君

最高裁判所事務局長 長井 澄君
第一課長
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。
三月二十一日付松浦清一君辞任、赤松常子君選任、以上であります。

○委員長(松野孝一君) 理事の補欠互選を行ないます。

去る三月十六日、理事青田源太郎君が一時理事を辞任されましたので、理事に欠員を生じておりますので、この際、その補欠を互選したいと存じます。互選の方法は、慣例により委員長が指名に御一任願いたいと存じます。が、御意図ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。
それでは、私より青田源太郎君を理事に指名いたします。

○委員長(松野孝一君) 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案の提案理由の説明を植木法務大臣より聴取いたします。
○國務大臣(植木庚子郎君) 行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の各種行政法規における訴訟に関する規定は、その基本法たる行政事件訴訟特例法が何分にも早々の際に制定された関係上、その当時、各種行政法規との関連を十分に考慮して、これら諸法規における訴訟に関する規定を整備する余裕がなかったため、現在、これらの規定には不備、不統一の点が少なくないものであります。今回、行政事件訴訟特例法を全面的に改正し、新たに行政事件訴訟法を制定する必要があるため、さきにこれについて法案を提案いたしました次第であります。その制定に伴い、各種行政法規における訴訟に関する規定を整理する必要があることはもちろん、この際、これらの規定における不備、不統一を是正し、その整備をはかる必要があるものであります。これが本法律案を提案いたします趣旨でございます。

第一に、現行の各種行政法規における訴訟に関する規定について、右に述べたところにより所要の整備をいたしております。すなわち、行政事件訴訟法案の趣旨にのっとり、これとの関連において、独占禁止法、公職選挙法等における訴訟に関する規定に所要の改正を加え、また、河川法等における不備な規定を削除するとともに、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律にも所要の整備をいたすことにしたのであります。

第二に、各種行政法規に規定する処分のうち特定のものについては、訴訟を前置する旨の規定を設けることといたしております。すなわち、先に提案いたしました行政事件訴訟法案においては、原則として訴訟前置主義を廃止しては、原則として訴訟前置主義を廃止することと、必要に応じて各特別法で訴訟を前置する旨の規定が設けられることを前提といたしているものであります。したがって、本法律案におきまして、特にその必要のある特定の処分に限ってその旨の規定を設けることといたした次第であります。これを要する処分は、おおむね、大量的に行なわれる処分であつて、訴訟の裁決により行政の統一をはかる必要があるもの、専門技術的性質を有する処分、訴訟に対する裁決が第三者的機関によつてなされることになつてゐる処分の三種のいずれかに該当するかどうかを基準とすることが妥当と考え、また、この基準に基づき各種行政法規に規定する処分を検討いたしました上、

○委員長(松野孝一君) 次に、民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、去る二月二十七日に提案理由の説明並びに補足説明を聴取しておりますので、本日は、これより質疑に入ります。ただいま出席中の政府側は、平賀民事局長であります。御質疑のおありの方は、順次御発言下さい。

○井川伊平君 民法第三十条関係につきましてお尋ねをいたします。

民法の三十条の新しい法律の第二項に、「戦争ノ止ミタル後」という言葉がありますが、この「戦争ノ止ミタル後」ということはどういうことであるか、こういうことから最初に承りますまい。

○政府委員(平賀健太君) この規定の趣旨から申しまして、この「戦争ノ止ミタル後」というのは、戦闘行為が終つた後という意味に解するものと考えております。

○井川伊平君 そうすると、停戦の調印とか、講和条約とかというものは関係ないという意味ですか。

○政府委員(平賀健太君) さように考へます。

○井川伊平君 そうしますと、過ぐる第二次世界戦争にいたしましても、すでに停戦条約はできているけれども、千島なり樺太なりにおいては、実際戦闘が行なわれているという場合がありましたね。こういう場合において、「戦争ノ止ミタル後」というのは、いつを意味するのですか。

○政府委員(平賀健太君) 停戦の取りきめができて、なお同地的に戦闘行為が行なわれていると仮定いたします

すと、その戦闘行為が行なわれている場所に臨んだ者につきましては、実際にその戦闘行為が終つた時というふうに解釈すべきものだと思うのでございします。

○井川伊平君 しかし、国の家族のものは北千島へ行つたと思つてゐる。ところが、それはすでに飛行機が何かで移動されて、全然別の所へ行つてゐる。そこでは戦争はすでに終わったのだというふうな場合ですね。そういう場合にはどう見るのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、規定にもございしますとおり、「戦地ニ臨ミタル者」、そこに臨んでゐることが必要でございまして、そこにいなくなつたということがわかれば、この危険失踪による失踪宣告の適用はないと考へざるを得ないと思つております。

○井川伊平君 そうすると、「戦争ノ止ミタル後」というのは、戦争がやみたる後という意味ではないに、同地的に戦争のやみたる後ということを含めていくのですか。

○政府委員(平賀健太君) そう解釈すべき問題と思つてございします。

○井川伊平君 そう解釈するとすれば、戦闘のやみたる後という言葉に何だか通じてくるような気がいたしますが、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 従来もそういう解釈で臨んでおりまして、この規定の趣旨からいいますと、「戦争ノ止ミタル後」というのは、仰せのとおり、たとえば停戦の取りきめができるか、あるいは平和条約が締結される、そのときに初めて戦争がやんだという

ふうにも考へられますけれども、この規定の趣旨からいって、それは解釈すべきものではなからう。で、制定以来そういう解釈が来ておりますので、この機会にこれを改めるまでもないであらうということ、この「戦争ノ止ミタル後」という言葉には、別に修正するということが必要なわけではないかと考へた次第でございします。

○井川伊平君 元の旧法からも、「戦争ノ止ミタル後」という言葉はある言葉ですが、そういうような解釈が統一されれば、私はそれでよろしいのですが、「戦争ノ止ミタル後」というのは、戦闘のやみたる後という意味ではないに、とにかく当事者の両方で戦争するといふ意思がなくなつたということがはつきりするれば、「戦争ノ止ミタル後」となるのであつて、局部的に戦争が行なわれてゐるといふような場合は、それは何か別の危険行為として見るべきではないかと考へるから言うわけですが、そうしませんが、「戦争ノ止ミタル後」ということがばらばらになつてしまふんじゃないかと思つていますが、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 私の承知しておりますところでは、私たいたいま申し上げましたように、戦闘行為がやんだ後というふうに解釈すべきものだと考へておりますが、あるいはお考へのような意見も、これはあり得るかと思つたのでございしますけれども、私どもの戸籍の実務におきましては、先ほど御説明申し上げましたような解釈で処理をいたしております。

○井川伊平君 そうしますと、「戦争ノ止ミタル後」というのは、ある地点に

おける戦闘行為がやみたる後と、こういうふうに解釈するといふのでですね。

○政府委員(平賀健太君) そういうわけでございます。

○井川伊平君 こういう法律を残しておけば、そういう解釈が将来まちまちになるおそれがあるのではないかと、う点を心配するからなんでありまして、たとえば、過ぐる戦争におきまして、アリューシャンのアツツ島ですが、アツツ島ではもう玉砕してしまつた、一人も生きていないということが言われておりましたですね。ですから、その戦闘は終わったので、そこに生きてゐる人は一人もないから、その戦地にいた者は戦死したものと、戦闘行為が済むと同時に、認められても仕方がないでしようが、実際戦争が済んでみると、腹を切つたり自分で自爆したけれども、死にきれないで、若干の者はアメリカに収容されておつたといふことはありますね。こういう点から見れば、一地域の戦闘がやんだとしてもどこかに隠れてゐるとか、負傷して人事不省になつて助かつておつたとかいふことがあり、そういうことが、両国の戦争の意思がなくなつたときにはつきりしてくることだから、この戦争といふのは、両国が戦争するといふ意思を放棄した何かの形式の時を境にしなかつた、まあまあの解釈になり、好ましくない姿が残るのではないかと思つていますが、この点について、まあまになつても、もうこのままでいいのだ、旧法そのまゝの言葉を用いてもいいのだというお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいまアツツ島の例がございましたが、まああの当時全島玉砕といふようなことが

言われておりましたけれども、やはりそれは言ひまして、確実な情報とはいひがたいので、生存の可能性もあるといふことも考へられますので、そういう場合は、やはり慎重を期すべきではないなからうかと思つてございします。

生死が明らかでないと言へる状態にあるかどうかといふことの解釈にかつてくるかと思ひます。生存の公算が非常に大きいといふことでありまして、ならば、やはりまだ生死が全然わからないうちの状態とは区別すべきではないかと、うかといふふうに考へるのでございします。それからなお、仰せのごとく、たとえば第二次大戦といふようなものをとりますと、明らかにその同地的な戦闘が行なわれた。そこで消息を絶つた。ところが、その戦争が非常に長期にわたるといふような場合に、いつまでたつても失踪の宣告ができないといふような事態も考へられないことではないのでございまして、全体の戦争がやんだときと解することがはたして妥当かどうか、疑問のケースも出てきやしないかと思つてございします。

○井川伊平君 アツツ島と同じような例ですけれどもね。軍艦に乗つておつた。軍艦が沈没した。沈没したので人が全部死んだといふ仮想に立てるから失踪の宣告ができるのですね。ところが、実際は敵の軍艦に助けられて助かつてゐる場合もありますね。そういうことから考へてみると、同地の戦艦沈没の場合も同じでございしますけれども、戦争が済むまで宣告をそのまゝ待つてやつてはいかがでしうかね。どこかで生きてゐる。しかしながら、戦争から帰つて来ないのだと、ですから、妻はほかへ嫁に行けるように

とか、あるいはその者の財産をほかの者がもらえらるるにそれを急がせなければならぬのだという考え方はどうかと思うのです。だから、そういうことを考えると、実際兩國が戦争の意思を放棄してしまひ、そうしてあからさまに全部のことが明らかになつてしまひまで待たなくてもいいのです。実際は、兩國が戦争の意思を放棄して、あからさまになつても、山の奥などに逃げ込んでおる人があるかもしれないけれども、そういう場合には、その戦争の済んだときから一年なら一年という時期を経過すればいいけれども、敵の捕虜になつてゐるかもしれない、救われてゐるかもしれない不安があるのに、同地の戦争が済んだから、船が沈んだからというだけで失踪の宣告をするという事は、少し早計のようにも考えられるが、しかし、あとに残つておる妻なりが再婚の都合があるとか、財産の相続の都合があるから、いつまでも引つ張つておくということもできないという事ならば、それも私はよしというわけではございませんが、解釈をここで統一しておく必要があると思うので、あとで學者によつて解釈をまちまちにして、いろいろ考えられることのないようにしておきたいと思つておるわけでございます。

は、私も研究いたしてみたいと思ひます。従来の解釈ではあるいは妥当でない場合もあり得るかと思ひますので、この点は、研究をさせていただきますと思ひます。

いたしましては、従来の取り扱いにつきまして再検討いたしてみたいと思ひます。

て、現に裁判となされておりまする以上、やはり取り消しということをやります、はつきりさせるというところで、失踪宣告の取り消しという制度ができておるわけでございますから、本人あるいは利害關係人、利害關係人もこれは相當範圍を広く解釈していいんではないかと私思ふのでございますが、でありますから、家庭裁判所の職権というものをいれませんが、事実上はこれで十分まかなへるんではないか。ことに本人といつたしましては、戸籍の上では死亡者の扱いになつておるわけでありまして、死亡したものと同じなされたことになつております關係上、いろいろ身分行為をいたしますにつきまして、市町村長に對しまして戸籍法による届出をする際に、失踪宣告の取り消しの裁判をせよとせんことには、市町村長としましては、はたして失踪者がそこに生存しておるのか、確認の方法がないわけでありまして、本人も、これは失踪宣告がそのままで非常に不便であるわけ、本人としても、当然これは失踪宣告の取り消しの申し立てをするのではないかと、いつか期待されるわけではございません。なるほど、それでも、よほどつむじ曲がりの者がおられて、失踪宣告の取り消しの申し立てをしなさいという場合も考えられないことはございせんが、しからは家庭裁判所にやらせると申しまして、家庭裁判所にやらせるとしては、職権で本人の生存を知り得るといふ機會は、これは非常に希有なこと、ちよつと家庭裁判所の職権の發動を期待できないのではないかと、いろいろ考へるのでございます。そういうわけで、現行法の本人または利害

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

○政府委員(平賀健太君) 仰せの点、ごもつともなところがあるように思ひます。なおこの点は検討いたしてみたいと思ひます。今後は、戦争という事はあまり直ちに起こるとは考えられせんけれども、特に私ども戸籍事務を監督いたしております関係で、今後もないとは言へませんので、なおこの点

関係人の申し立てに基づいて宣告の取り消しをするという制度で、実際問題として十分ではなからうかというふうに考へる次第でございます。

りで、本人から申し立てがないのだという、つむじ曲がりと申されましたが、考えてみると、つむじ曲がりじゃない、そういった奥行きのある人の考え方としてそういう場合があるのじゃないか。たとえは、妻が再婚しておる、おれが帰つたという、気苦労があるだろうから、おれは隣村に住む、あるいは自分の財産を他人が相続してしまつておる。おれが帰つてくれば、現状の利益の存する範囲でおれに返してやることになる。そうすることは相手方がかわいそうであるというような、人のそうした悲しみを自分が見るに忍びないから、おれは黙つておつてやるのだから。こういうような人はないとは限りませんね。しかし、それが失踪宣告を取り消さなければ、あなたのおつちやつたとおり、公民権も何もないといった生活ですね。それは、物を現金で買つて食うことはできましようが、とにかくそうした公民権などなくなりますね。そういう事実があるとすれば、検事がそういう事実を知つた場合に、検事からそういう場合には取り消しの申し立てができることに規定したつて少しも差しつかえないと思うのですが、検事をなぜ利害関係人及び検事と入れなかつたか。入れたら何か差しつかえがありますか。いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、検事も場合によりましては利害関係人に入る場合があります。

たとえば、思いつきでございますが、その者が犯罪を犯した、で、その犯罪を犯した者そのものの犯人の同一性を確認した上は、やはり住所のみなら

す。本籍も確認しなければならぬ。生年月日も確認しなければならぬ。調べてみると、失踪宣告で死亡したとみなされてみると、失踪宣告で死亡したとみなされておる。これではやはり本人の同一性の確認に非常に困ることになりますので、その場合にはやはり検事が利害関係人というところでは、その失踪宣告というところの取り消しを申し立てるということも有り得るのじゃないかというふうに考えるわけでございます。何か検事がそういうふうで知る機会というのとは、検事といえども、人の動きをしょっちゅう見えておるわけでもないで、実際問題としまして、職種で職務上知るわけでございますが、私がただいま申し上げましたような場合には、検事も利害関係人という場合には、検事も含んでおるといふ立場の考えだということにしてよろしうに考える次第でございます。

○井川伊平君　そうすると、あなたのほうでお考えでは、この利害関係人といううちには、検事を含んでおるといふ立場の考えで、検事も含んでおるといふ立場の考えだということにしてよろしうに考える次第でございます。

○政府委員(平賀健太郎)　場合によりましては、検事も利害関係人と言つていいと思います。

○井川伊平君　場合によるといふのは、利害関係がある場合はいいですよ。少なくとも、司法上の利害関係はないが、検事という立場において失踪の取り消しを申し立てる場合には利害関係人と見るというふうな、そういう

ふりに含まれておるといふ立法の趣旨だとおっしゃるのですか。

○政府委員(平賀健太君)　そこまでは言えない。たまたま個人として知つた

と云うのでは困るのじゃないか、利害関係人に含まれるということは無理じゃないかということでございます。

○井川伊平君 検事だつて自分の友人がある。その友人が失踪宣告を受けた。ところが、たまたまたずねてきて、おれは助かつておつたのだという、そういう場合には、職務上じやないう、失踪宣告を受けた者が連署で国に歸つておるといふことはわかりますね。そういう場合、それから、今言つたように、その人間がたまたま犯罪等を犯して、いろいろ取り調べの結果、失踪宣告を受けた者であるといふうな事実がわかつた場合もございまいしょうが、そういうあらゆる場合を通じて、検事も、検事という立場において、友人であろがなかろが、いかなる関係で知つたにしても、知つた以上は、検事といふものは失踪の宣告の取り消しを求める権利がある、こういうような意味にこれを解釈なさるのかと云うておる。私は、その解釈するとすれば、少し無理がかかるのじやないか。そういう場合には、利害関係人及び検事と、検事の文字を入れるべきでなかつたかと考えるから言ひののです。

○政府委員(平賀健木君) 私の申し上げるのは、そういう趣旨でございます。ん。たまたま友人で知つておつたら、その本人がたまたま検事であつたからという場合は、これは一般人の場合と同じことでございまして、それは利害関係人だというわけには参らぬだらうと思ひのであります。

○井川伊平君　そうすると、あなたの御説で、きょう今ここではつきり言うて下さればいいし、それでなければあともいいです。私は、あとで問題が

から聞いておるだけでございますから、だから、それじゃ検事が利害関係人として失踪の宣告の取り消しを求め得る場合は左の場合であるということをはっきりと承っておきたいと思ひます。これはきょうでもいいし、どうせ次の日があるのですから、そのときにお答えをちょうだいしてもかまいませんが、はつきりしていただきたい。○政府委員(平賀健太君) 私の先ほど申し上げましたのは一例で、これを限定的に、その場合にはそういう限定的な列举ということとは、ちょっと今私もとつさにはできないのであります。その点は、なお検討いたしました。しかし、この利害関係人というものは、かなりゆとりのある、広く解釈していい規定ではないかと私思うのでございませう。

○井川伊平君 いかに広く解釈しても、私法上の利害関係、財産といえますが、利益、私法上の利益に対する関係がなければ、利害関係があるといわれないでしょう。死んだらつき合っていない。帰ってきたから一緒に酒を飲んで楽しめる。これは利益がある。ゆえに利害関係人ということには言えないと思ひます。いかがですか。したがって、利害関係人というのは、私法上の利益に限定されるものではありませんか。

○政府委員(平賀健太君) 必ずしも私法上ばかりには限定されないのではないかと私考えるのでございます。ただ、酒と一緒に飲んでおるとか、友人であ

るとか、口をきいたというだけでは、もちろんこれは利害関係人とは言えぬわけでございます。私法上の法律関係だけに限りというふうには解釈すべき

ものではないから、公法上の関係も考えられぬことはないと思ふのでございます。

○井川伊平君 公法上の利害関係を含むとすれば、一例をいえば、どういう例でございませうか。失踪の宣告を受けた結果として公法上の権利を復活せしめる、利害関係があれば、どういう場合ですか。

○政府委員（平賀健太君） 先ほど検事の例が出ましたので、申し上げましたような例の場合もある。その者が犯罪を犯しまして、起訴したいというような場合、やはり本籍、出生の年月日などを確めなければならぬわけでございませう。戸籍を調べてみると、本人は失踪宣告を受けておる。生存しない建前になっております。そのままでやはり起訴できない。起訴に支障を来たすのじやなからうかと思うのでございます。やはりその場合に検事も、これは公法上の関係でございませうけれども、その場合には失踪宣告の取り消しの申し立てができるのではなからうかと私考える次第でございませう。

○井川伊平君 その場合のあなたの言う利害関係人というのは検事を意味するのだ、こういう意味ですね。

○政府委員（平賀健太君） そのとおりでございます。

○井川伊平君 私は、その点は少しも研究しておりませんが、失踪の宣告を受けた者がかりに犯罪を犯した。それを検事が起訴する場合には、失踪の宣告を取り消さなければ起訴できませんか。

○政府委員(平賀健太君) 取り消すのが筋ではなからうかと私は思います。取り消さなくてもあるいは起訴できるかもしれないが、私、刑事訴訟法の詳しい専門家ではないので、その点は確信がございませんが、取り消すの筋ではないか。戸籍を見ると、死亡したことになっている。死亡した。失踪宣告を受けて、生存しない建前になっているのを起訴することは無理ではないかと考える次第でございます。

○井川伊平君 しかし、やはり裁判で、失踪の宣告でそうなっている、犯罪を犯した、他の利害関係人から失踪宣告の取り消しを求められない。その場合に、検事が失踪宣告の取り消しを求めるまでは、その者を留置することもあるけれども、何もできないというところは私にはなからうかと思ふのです。その点についてはつけねれば、お答えが、その点に関する限りは、全部はつきりしないのじゃないか。言いかえれば、私法上の利害関係ばかりでなく、公法上の利害関係も全部含むのだという御意見は、土台から全部きまつていないということになるのじゃないか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもは、突然の御質問で、民法の学者ではございませんので、あるいは思ひつきになつて恐縮でございますが、なお、御質問の点は、歸りまして、よく研究をいたしてみますが、公法上の関係の例として、たとえば、失踪宣告を受けた者が現に生存していたとして、たとえば収入がある事業をやっている。所得がある。所得税なんかかけられるわけですね。税を滞納したという場合には差し押さへたい。ところが、本人名義の財産

がない。その場合に、失踪宣告で相続人の名義になつてゐる。失踪宣告を取り消して、本人の名義に回復した上でなければ差し押さへの手続ができないというところがあります。その場合に、税務官署、徴税官署といたしましては、税法に基づく差し押さへをする上で、失踪宣告の取り消しをしなくちゃならぬということややはりあり得るのじゃないか。これも財産関係だから、私法関係といへば私法関係かもしれないが、税務官署と本人の関係は、これは公法上の関係で、財産にからんでおりますけれども、公法上の利害関係というところもやはり考えなければならぬのじゃないかと思ふのであります。

○井川伊平君 今の税の差し押さへにつきましては、御説のような場合が出てくるかもしれない。出てくるかもしれないが、失踪の宣告によりまして相続された財産から生じた利益についての納税の問題ではなくして、それから全然離れた、独自の立場においての納税を滞納しておるのだとするならば、その差し押さへの場合に、そこまでその人の全然利益に關係のない財産、他人名義になつておる、裁判の宣告の結果なつておる財産に及ぼすことがいかに悪いかの議論も別にしてくるかと思ひます。しかしその点も、それはその学者の解釈にまかすとして、刑事事件の進行ができるかできぬかについて、お考えおきを願ひたい。人を殺したけれども、あれは失踪の宣告を受けたやつだから、あれをつかまえるわけにいかんというところはないかと思ふ。これは調べざるを得ない。調べた以上は、起訴せざるを得ないのじゃないか

と思ふのですが、この点は次会でもつけついででございますから、よろしくうございませう。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申し上げましたように、刑事訴訟法は私あまり詳しくございせんので、その点は、なお勉強させていただきます。

○井川伊平君 次に、全然問題を取りかえまして、代襲相続についての問題です。代襲相続の場合であります。被相続人に数人の子供がある。その子のある者は死亡し、ある者は生存しておるといふような場合におきまして、死亡した子にさらに直系卑属がある。大体こつういふ場合には、代襲相続を認めることがきつめて適切であり、現行法におきましても認めておりますね。だから、そういうことはたいへんいいことであります。こつういふ事例の場合にはどうか。被相続人の方に数人の子供があつた。その子供が全部相続開始前に死亡してしまつた。そして死亡した子供全員全部あるいは一部の者にさらに直系卑属である子、被相続人からいへば孫がある。こつういふ場合には、その孫の人を全部一列に置いて、そして相続分について平等にする。これは現行法ですね。現行法では、相続人の子供が全部死んで、その子供に子供がある、言いかえれば被相続人からいへば孫がある場合、孫は同じ列において相続権があります。現行法はそれだと思ひますが、そうするほうが、現行のほうがいいのであつて、改正されたほうがむしろ改悪になるのではないかと私は感じます。こつういふことを厳格に解釈しますと、子供さんがかりに三人あつて、総領の息子さんに

子供があつた。あとの二人の人に子供がなかつた。そうすると、その総領息子の子供が代襲相続をするということになる。代襲相続をする場合には、もう自分の父親もいないのですから、三人とも、おやじもおじいさんもおばさん全部死んでおるのですから、そうすると、ほんとに厳格に代襲相続といふことをやるとすれば、おじいさんの分の一つ、他のおじいさんやおばさんの分の相続権ということに伸びていかなければならぬかという心配があるので、その点はどうか。私は、そんなことがあつてはならぬと考えます。こつういふように考えられるのですか、どうですか。

○政府委員(平賀健太君) 今御説の場合には、被相続人に子供が三人いて、三人とも被相続人より先に死んだ。とて、その三人の子供のうち一人だけ子供がいます。被相続人からいいますと孫がいます。ほかの二人の子供には子供がないという御説の場合です。その場合の相続関係は、被相続人に配偶者もないと仮定しますと、現在おられます孫でございませう。かりに長男の孫だけが相続すると仮定しますと、長男の孫が被相続人の財産を全部相続するということになるわけでございます。

○井川伊平君 しかしそれは、代襲相続といふことをいへば、相続開始の場合には長男もいない、次男もいない、三男もいないのだ。もし三人が生きていれば、三人が平等の率でもらえるのだ。死んで三人ともいないのは、さういふ場合の代襲相続といふのは、兄さんだけの子供さんが財産全部を、次男、三男の分も全部もらえるといふのは、孫であるがゆえにといふ觀念

で、代襲相続の觀念じゃないのじゃないか。

○政府委員(平賀健太君) その場合は、代襲の關係が起りますのは直系卑属の關係で、先順位者が被相続人よりも先に亡くなつて後順位の直系卑属がおるといふ場合に、初めて代襲相続が起るという場合があるわけでありまして、被相続人の子供のうち二人が全然子供がない場合には、代襲といふことが起る余地がないのであります。でありますから、孫がかりにないと仮定いたしました、子供が三人おつて、二人がもうすでに死んでおるとしますと、残つた一人が全部相続するわけでありませう。

○井川伊平君 生きておればですね。○政府委員(平賀健太君) ところがそれには、生きておれば全部相続するわけでありませうが、代襲と申しますのは、生きておれば相続人たるべき者にさらに子供がある、直系卑属があるという場合に、初めて代襲といふことになるわけ、だから、この場合には、長男の子供といふに例をとりますと、長男の子供がおるといふことによつて初めて、その孫の父親すなわち被相続人の長男、これがあつたかもし生きているものと仮定しまして、それが一人だけ相続してその孫に行く、これが代襲の觀念でありまして、やはりこれは、孫は代襲相続だと觀念すべきだと思ふのであります。これは、改正後におきまして現行法におきまして、代襲相続といふことになるかと思ふのであります。

○井川伊平君 その点はそれで承知しましたが、感情からいましてですね。今の、総領だけに子供があつた

が、總領に子供が二人、次男に一人ある、三男は子供は一人もないといふ場合に、次男の子供は三分の一財産がもらえる、長男の子供は六分の一しかもらえない、こういうことになりますね、二人あるから。次男の子供は三分の一もらえるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 長男には子供が二人ある、次男は子供が一人ある、その場合の相続分は、代襲相続になります関係で、長男のほうから生まれました孫というのはそれぞれ四分の一ずつ、それから、次男のほうから生まれました孫は二分の一ということになるわけであります。

○井川伊平君　そうなりますね。その場合に、その孫まで、そういうふうに、相続開始のときに、両方の親は死んで、全然ざらりとなない場合に、子供が生きておれば子供に平等に行くんだという觀念からいへば、子供が全部なくなつて、孫だけおる場合に、孫にも平等に行くのだという考え方のほうが、現在の現行民法のほうが、そこが人間の感情に適しているのではないかと私は思うのです。どうですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行法の解釈でございますが、これは、井川委員のおっしゃるような解釈の一部にはございますけれども、多数説と申しますか、現在の通説は、子供が全部死んで孫だけがおるといふ場合には、現行法の八百八十七条の二号でいくのではなくて、八百八十八条の代襲相続でいくのだというのが実は通説なのであります。その場合において、孫も全部平等になるのではなくて、その孫の親たちの相続分に応じて孫が相続するのだという代襲相続の考え方、これが現在の

通説でございまして、現行法のもとにおきましても、學者の通説であるのみでなく、私どもの所管いたしております登記の關係、それからまた、大蔵省のほうでやっております相続税の賦課の關係におきましても、その場合は代襲相続であるということでこれは実ば処理いたしておるわけでございます。

それから裁判所のほうも、これは的確な判例は出ておりませんが、家庭裁判所におきまして、遺産の分割なんかやります場合には、やはり代襲相続の考え方に従って事実上事件を処理いたしておるのでございます。でありますから、今度の新法は、これは現行法を變えたというよりも、現行法に沿いま

して、現在行なわれております解釈をはつきりさせる。そして先ほど井川委員のおっしゃったような孫平等代襲相続じゃなくて、その場合は、直接自己の固有の資格で相続するのだという少數説が現在あるわけでございまして、解釈上に疑義を生じておりますので、現在行なわれております解釈をはつきりいたそうというのが今度の改正の趣旨なのでございます。

○井川伊平君 次に、全然別のことをお伺いしますが、相続が開始された場合に、相続人が全然ない場合に、特別の縁故者に財産の全部または一部を相続せしめることができますね。そのことについてお伺いいたします。

相続の財産を与えることのできる特別の縁故者というのは、どの範囲をいうのかということです。これは範囲をどうして決定するか。裁判官に勝手にきめさせていいのか。あるいは、何かここに一つのちゃんとしたきまつたものがあるのかということです。

○政府委員(平賀健太君) これは、立案の段階におきまして、特別縁故者の範囲というものをもう少し明確にしたいということ、私ども、原案を作ります際にも努力いたしましたし、それから、法制審議会におきましても、この点が問題になりまして、検討いたしましたのでございますが、なかなかこれ

は、具体的にもっとはつきりというところがなかなかすかしゅうございますして、仰せのように、こういう抽象的な規定になったのでございますが、趣旨としますところは、要するに、現行法のもとでありますと、相続人がない場合には、遺産というものは国庫に帰属するのでございますが、家庭裁判所に

おきまして、相続人不存在の場合の遺産の管理人の選任の申し立てがありま
す事例について見ますと、相続人に準
じて考へてしかるべきような、そうい
う特別縁故者であつた者が固々あるの
でございます。たとえば、被相続人の
内縁の妻であるとか、あるいは被相続
人の配偶者が連れ子をしてきておる
その配偶者ももちろん死んでおるわけ
でございしますが、その連れ子と被相続

人が養子と同様の生活を営んできた。現行法では、これは一親等の姻族でございまして、親子関係はないわけでございます。したがって相続権もないわけでございますが、妻の連れ子を、あたかもこれは実子に同じように扱っていいような場合もあり得るわけでございます。そういうような場合、あるいはむすこの嫁が生き残っておる、そして父親とむすこの嫁が家族共同生活を営んできた、これも一親等の姻族でございまして、相続権はないのでございますが、事実関係は、あたかもむす

こと同じように考えていい場合があり得るわけでございます。そういうふう

に、家族共同生活を営んでおりま

て、あたかも相続人に準じて考えてし

かるべきような者、そういう者がある

例がやはり箇々ございます。そのほか

に、なおそういう点をここに例示とい

たしまして、被相続人と生計を同じく

していた者ということで表現したのでございます。それからまた、他人ではございませんが、そういう血族関係あるいは姻族の關係のない者でありまして、非常に被相続人のめんどろを見て、家族同様に長期にわたつてめんどろを見てやつたというよりなものもある。それからまた、こういう例も実

はあり得るのでございます。ひとり者の老人が養老院で生活をして、若干の財産を残して死亡した。そういうような場合に全然相続人がない。長年お世話になった養老院に、残った若干の遺産を与えてやるという、そういうようなケースも考えられるわけでございます。いろいろのケースがございますので、これを具体的に明確にするということが非常に困難でございましたが、

この案にございますように、相続人と生計を同じくしていた、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者に、家庭裁判所が相当と認めるときは、財産を与えることができないというふうにしたわけで、最終的には、これは家庭裁判所の裁量にまつわけでございますが、この例示の場合、それから、この規定の全体の趣旨からいいますと、全く家庭裁判所がいかなることででもできるということにはならぬだろうと思ひのでございます。

○井川伊平君　今のお話の範圍で何らの縁故があつたと思う者は、その財産の分与を請求する権利があり、かつ、その権利は家庭裁判所へ向かつて請求ができるという趣旨ですか。どういふことでですか。権利があるのですか。な、くだければもらえんというだけですか、くれればもらえんというだけですか。

か。

○政府委員(平賀健太君) 請求権があるというよりも、これは、家庭裁判所に、与えてもらいたいという、そういう申し立ての権利は、これはあるわけでございます。直接その遺産に対して請求権があるということではございません。

○井川伊平君　しかし裁判所は、そういう特別の縁故の關係があれば、これはそれにやるべきでしよう。やるべきであるとするれば、それにやるべきことをやらぬとすれば、求める権利が発生してくるのじやないですか。

○政府委員(平賀健太君)　そういう特別の縁故があつて、家庭裁判所が相当と認める場合には、これは与えなくちゃならぬということになるのが当然

でございます。

○井川伊平君　そうしますと、それは、裁判所にそういうことを求める権利として求められること、こう承つておいてよろしゅうございますか。

○政府委員(平賀健太君)　これは、言葉の使い方の問題でございますが、相続人が遺産に対して相続権を持つていゝるというようないふ意味の権利ではない。しかし、家庭裁判所にそういう請求をする権利がある。家庭裁判所が相当と認めましたならば、それをもらふべき権利があるんだと言われますと、こ

れは、権利があると言つてもいいかと思ふのでございます。しかし相続権とは違ふ、事柄の性質上これは当然違ふと思ふのでございます。

○井川伊平君　そうすると、縁故者が家庭裁判所に、自分はいくら縁故があるから、自分のほうへちやうだいしたい、それを許されれば問題ありませぬね。それが却下されたというような場合におきましては泣き寝入りですか、何かそれを争う道がありますか。

○政府委員(平賀健太君)　これは家事審判の手續の問題でございますが、私もとしましては、やはりそれは争う道を与えるべきものであらうと思ひます。他の例から申しますと、これは即時抗告を申し立てることができるというふうにすべきものだと思うのでございます。

○井川伊平君　これは、即時抗告でもって争える趣旨というものが含まれていて、という条文ですね。

○政府委員(平賀健太君)　家庭裁判所に請求できるということで、その趣旨は現れておると思うのでございませぬ。規則のほうでは当然そうすべきものだと思います。

○井川伊平君　それならば、それは一つの請求する権利だということにはつきり認めていいじゃありませんか。

○政府委員(平賀健太君)　相続権というより意味での権利じゃありませんが、一つの権利だと言つていいと思ふのでございます。

○井川伊平君　相続権ではないかもしれぬが、法律上に規定された者が、権利という意味合いにおいて求める権利があるのではないか。私は、これを権利として認めるか認めないか、単なる恩恵であるという觀念か権利の觀念かということをはつきりしたいからお伺いしているわけです。

○政府委員(平賀健太君)　これも法律に基準を出していないのでございませぬが、やはり具体的な事件ごとに、全部を与えてしかるべきものなのか、あるいは一部だけでいいのかと、これも家庭裁判所の裁量になると思ふのでございませぬが、その縁故関係の内容のいかん、それからまた、財産の種類、内容によつてもやはり違つてくる場合がありはしないかと思ふのでございませぬ。

○井川伊平君　そういうことを裁量に一件としておいて、全然規定のうちに掲げないということはおかしいのじゃないかと私は思ふのですがね。甲の裁判官は、同じ場合であつても、全部やる場合もあるだろうし、乙の裁判官は、同じ条件であるのに、半分しかやらないうような場合もあるといつたようなことになつてくると、どうも統一を欠いて、おもしろくないのじゃないか。むしろそういうことをはつきりさせることを、全部または一部というよりなことをきめるなら、何かそこに、かかるときには、一部、かかるときは全部を、こゝに規定したらいんじやないですか。

○政府委員(平賀健太君)　仰せのようにならうにいたしますと、これは非常にはつきりして参ります。家庭裁判所の裁量によつてどうなるかわからぬといふ、そういう不安定は解消されるわけでございますが、また、見方によりますと、あまりにそういうふうになり、がちり動きがとれないものになります。また、この制度の妙味が失われるといふ考え方もやはりあるわけでございます。その点、仰せの点は、法制審議会におきましても、いろいろ議論が

出たのでございませぬが、他にも、たとへば離婚の場合の財産の分与なんかにつきましても、民法といたしましては、あるいは家事審判法におきましては、びしゃつと割り切つた規定を置いてございませぬし、それから、扶養関係の問題にいたしましては、それから夫婦間の婚姻の費用の負担なんかにつきましても、民法といたしましては、非常に大まかな規定を置いて、家庭裁判所の裁量にまかせている例がほかにございませぬので、これはやはり家庭裁判所の良識に待つのが筋ではなからうかといふことで、こゝに案に落ちついた次第でございませぬ。しかし、先ほど申し上げましたように、あまりに不当だと、だれが考えても不当だといふような場合には、これは、先ほど申し上げました即時抗告の制度なんかもございませぬので、ある程度これは統一がはかられるのではないかとこゝに考へる次第でございませぬ。

○井川伊平君　その点は、私もいろいろ疑問がありますけれども、お説に従つておきます。

八百十一條関係であります。改正しようとする法律案の末項で「養親が死亡した後に養子が離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これをすることができ」と規定してありますが、養親が死亡した後に養子が離縁をするといふことができるという制度がいかに悪いかの問題で何いするわけでありませぬが、親子の関係は、一方の死亡によつてなくなつてしまつてゐる。そういう場合に、養子に行つた者が、養親の死んだあとで、財産をちやうだいして、そうして離縁をしてもらふのだ、こゝにいうことは、何

だかそのなくなつた養親に対して済まないような気持ちも、背信の觀念が浮かんでくるわけでございますが、養親が死亡した後にいへば、その養子が相続権を放棄して離縁してくれといふならば格別だけれども、そうではなしに、財産をすつかりちやうだいしておいて、離縁をしてくれといふような場合は、許すべきではないのではないかと私は思ふのですが、この点に關しましての御意見を承ります。

○政府委員(平賀健太君)　この養親死亡後の離縁につきましては、旧民法のもとでは、戸主の同意を得てということになつておつたわけでございます。戸主との協議で離縁ができるということになつておりました。新民法におきましては、以前「戸主」であつたものを、こゝに「家庭裁判所の許可」というふうに書いた例がほかにもあるものでございませぬ。この規定の趣旨とするところは、要するに、養親は死亡しておられますから、養親子関係は解消してゐるわけでございますが、その養親の血族との間の血族関係が残つてゐるわけでございます。その血族関係を解消するといふのがこの規定のねらいでございます。その養親の血族——親、兄弟あるいは養親の子供といふものは血族関係が残つておりました。それ場合に、この規定を置いて、それを解消させる道を開いたといふことだろふと思ふのでございませぬが、実は、この規定につきましても、井川委員仰せのような問題があるわけでございます。そつくり財産だけは相続いたしました。家庭裁判所の許可を得て、はい、さうならぬ、財産をすつかり持つていくと

いう例があるわけでございまして、この規定はおかしいのではないかという改正の要望も一部にはあるくらいなのであります。そういうわけで、この法制審議会の民法部会、さらに、民法部会の中に身分法小委員会というのを設けてありまして、この八百十一条の末項の規定はたして妥当であろうかということを検討いたしまして、実はこの改正を検討しているところでございます。しかしながら、これは根本の改正にわたりますので、今日までにまだ結論が出ておりませんので、これは、今後の問題として検討いたしたい。さしあたって、今回は非常に解釈が分かれておつて、取り扱いに不便を生じているというところ限定をいたしまして改正をいたしました関係で、ここには触れずに……。

れておりませんが、仰せのとおり、この規定は、実際の運用におきましては、いろいろ不都合な場合が生じ得る可能性がございます。これは、私どもといたしましても、改正すべく検討はしたいと思っております。

午後零時五分休憩

ます。小委員会におきましては、改正の案も一部の委員からは実は出ているくらいでございます。当然この規定は検討の対象にすべきものだと、私どもとしては考えている次第でございます。

午後二時十三分開会
○委員長(松野孝一君) これより法務委員会を再開いたします。

この際、下村最高裁判所事務総長より発言を求められておりますので、こ

れを許可いたします。

御研究があるというならば、私、これ以上申しませんけれども、旧民法時代、戸主が家族の住居の場所まで指定しました下村でございます。

するといったような戸主権などがあるときにおきましては、これは、戸主にあらざりし養親の亡くなった場合等において、その家から去る必要があるから、そういう場合におきましては、養

去る十五日付で、石田前事務総長の後任を命ぜられました。はなはだ不敏の者でありますし、相当長い期間、もつぱら裁判事務のほうを担当いたしましたために、こういう席に出て

ますことは、はなはだふなれでござい
ますので、皆さんの御期待に十分沿う
ことができるかどうか、はなはだ危な
まれるものでございますが、これから
大いにこの方面の勉強もいたしたいと
存じますので、どうぞ皆さまの御高趾
によりましてその職責を果たしてい
ただきたいと存じます。

新しい憲法が施行になりましてから、皆さま方の絶大なる御尽力によりまして、それ相当の法律、人員、設備というようなものが逐次整備されて参りましたが、時代の移り変わりが非常に急激でありますために、事件もある部門につきましては非常に激増いたしましたために、裁判制度全体につきまして、ことに裁判官の任用あるいは

人員というような問題につきまして再検討を要する時期に到達しておるよう
に考えられるのでございます。ことに
裁判所は、私から申し上げるまでもな
く、内閣の行政と直接つながっており

ませんために、私たちの考えておりま
すところも、あるいは十分御理解いた
だけないようなこともあろうかと存じ
ます。私たち大いに力を尽くして皆さ
まの御理解を得たいと思えますので、
どうぞ今後ともよろしく御支援のほご

をお願いしたいと思います。

時間をかりまして、ちょっと以上ごあいさつを申し上げます。(拍手)

○委員長(松野孝一君) 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

去る三月十五日に引き続き、質疑を続行いたします。

ただいま出席中の当局側は、法務省
津田司法法制調査部長、最高裁下村事
務総長、同じく桑原総務局長、同じく
長井総務局第一課長であります。

まず、提出資料について簡単に御説明願います。長井第一課長。

○最高裁判所長官代理人（長井澄君）
提出資料につきまして御説明申し上げます。資料の中心をなします「証人日

当「支給基準試算」というのがございます。これはのちほど総務局長より御説明申し上げます。

簡単なものから申し上げますと、一校の用紙で、「昭和三十六年度、三十五年次執行吏国庫補助金受給者一覧表」というのがございますが、これは

お求めによりまして、国庫補助金を受けております者の一覽表として、家族

の構成、収入の状況、普通恩給受給の有無等について一覧表にしたものでございます。昭和三十六年度におきましては九名、そのうち、一から九番までの者のうち、まるがついておりますも

のは三十五年度から引き続き国庫補助を受けている者でございます。三十五年度は十番から十四番までと、上の欄にありませんるしのあるものということになっております。なお、家庭の状況はこの表に尽せませんので、なにかい調査がございますから、御

質問によりまして御説明申し上げますこと

次に、手数料収入が年間二十四万円未満の執行吏はどれくらいあるかとい

御質問に応じまして作成いたしましたものが、「手数料収入が年間二十四万円未満の執行吏調」という二枚つづりの資料でございます。一番左にその執行吏のありますところの裁判所の庁名の

が書いてございます。次に執行吏役場が単独であるか合同の役場であるかの別がございます。その次に二十四万円未満の手数料収入を有する執行吏の数、最後の欄に収入額、このように記載してございます。そして二十四万円未満の執行吏の数は、昭和三十六年度におきまして合計四十九名となっております。

次に「証人の日当に関する若干の外
国法制(抄)」という資料がございます。
取り急いで作成いたしましたために内
容が不正確にわたる点がたくさんある
と思いますが、御容赦いただきたいと
思います。内容をかいつまんで申し上
げます。

第一ページに、米国における証人等に対する日当としての費用補償に関する説明がございいます。合衆国におきましては、原則法であるところのコモンローでは、証言能力ある市民は、召喚されれば裁判所に出頭して証言する義務がございまして、これによって補償

の権利は与えられておりません。一般に証人は、他人の権利とともに自分の権利をも保護する公共社会に対する義務として、時間を税負担と同様に提供する義務があるのだというふうにコメントでは、慣例法によって解釈されておるようです。また何びと

の特別な役務も正当な補償がなくして

要求されてはならないという憲法上の規定は、正当補償の規定でございすが、すべての市民に対して要求される

通常の役務、たとえば証人として事実について証言するような役務、これにつきましても、その正当補償の条項の適用はない。したがって、費用補償の憲法上の権利というものは、コモン

されるべきであるとか、経済的損失を免かれるべきであるという理論に基づいて、制定法に定める額以上の金額を支払い取り扱いは推称されるべきではないというような判例があるようである。

出頭するために住居を離れ、あるいは給料、所得その他の収入に損失を受けた期間が四時間をこえないとき、このようにときには第一欄にごさいますように減額された金額を支払われるとい

して行なう。」このような規定がございまして、なおその金額の算出につきましては、こまかい規定とその手続の様式が詳細に定められておるようでございます。

支障を生ずることのないよう配慮
て下さい。

別表——尋問所要時間二時間以内、
基準額三百円以上五百円以内、備考、
「例えば尋問が午前中に終了する場合

ういうふうになりますと、具体的
は、結論として言えることは、各庁
において違った基準額というものが考
えられるわけですね。予想できるわけ
すな。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) その点につきましては、われわれといたしましては、その地方々々の実情等もございまして、そういう点を十分勘案してきめてみたいということでございますし、結果によつては、今御質問のような事情が出てくることも考えられるわけでありまして、これも、われわれといたしましては、全国的なものがあまりに同じ状況の地方によつて違つてくるというふうなことのなにより、十分な指導と申しますか、調整を加えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○龜田得治君 この基準の一番基礎になつてゐるのが、尋問に要した時間、この点ですが、これはまあ非常にはつきりした客観的な基準です。ところが、そのほかの出頭所要時間、裁判所における待ち合わせ時間、これも客観的に割合はつきりしていることですね。そのあとで当該地方の実情というのは、これはきわめてあいまいですが、そういう客観的にちゃんと確定できるようなことが三つ書いてあるのあれば、その三つともにつきまして、別表で書いてあるような基準を出そうと思はざるわけですね。これは地方の裁判所によつて違ふという性格のものではなからうと思ふのです。一番最終のところは、これは違ひでしゅう。だから、せつかくこういふふうにして基準をきめるのであれば、三つの要素とも客観的に明確な要素についてきちんとしたものを出したほうが一定してくるわけですね。そうして、若干のゆとりを、当該地方の実情というふうなことで多少の幅をそこへ残して、プラス・マイナスできるようにしてお

くということにしませんと、結局は、ここに合計すれば四つ基準が出ておるわけですが、四つの基準の中の一つしかきめていないわけですね。で、証人などのような場合に、裁判所によつて非常に結果が違つてくるというのは、はなはだ与える印象が悪いのじゃないかという感じもするわけですが、その点はどういふふうにと……、いろいろ御相談があつたのでしようが。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいま御指摘のとおりに、尋問所要時間のほか、出頭所要時間、裁判所における待ち合わせ時間等は、これは客観的に把握し得るものでございまして、その点を第一の基準と申ししますか、尋問所要時間と並列して基準にして基準額を定めるといふ考え方も確かに成り立ち得ると思ふのでございす。そういう点につきましては、きよりの御審議の結果によりまして、まだまだ私たちはこれを練り直したいというふうに考えておるわけでございますが、ただ、裁判所における待ち合わせ時間とか出頭所要時間というふうなことは、かなりその地方その地方で実情がございまして、そういう点については現地のほうへまかしたほうがいいのではないかと、いろいろな考え方であるのでございまして、先ほど申し上げましたように、あまりに地方々々によつて著しい差異を生じないような指導と申ししますか、そういう点については十分検討して参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○龜田得治君 まあこういふふうにして通達をお出しになれば、でき上がつてくる各庁の案は、おそらく違つたものになるはずですね。それは、集計でもされて、検討でもされるお考えなんではないか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) これは、ただいま私のところの局で論議してゐるのでございすけれども、そういう点については、報告と申ししますか、そういうものを徴して、全体的な立場、全国的な立場から検討を加えたいというふうに私の局では考えておる次第でございます。

○龜田得治君 そうすると、この試案では、どういふふうに行なうか、か、ちよつとわれわれとしては今のところまだ了解しにくい、そういうふうな理解しなければいふが、ないですね。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 具体的なものがどういふふうになりますか、この通達だけではわからないわけでございますが、各庁々々のいろいろな情勢から具体的な支給基準というものは定められてくると思ふのでございす。ただ、証人の日当につきましては、その支給額を定めるのは、法律上当該の裁判所が定めるところになつておりますので、あまりこまかな基準をきめて、そういう当該裁判所の認定権と申ししますか、そういうものを拘束することはいいか、かというふうなことを、こういう案を考へておる次第でございます。

○龜田得治君 まあ当該裁判所がきめることでしようが、あまりばらばらにならぬようにしなせんと、非常にやはりおかしいと思ふのです、こういうことは。それで、この基本的な考えは、この前、この損失補償ということが一つの問題、それからもう一つは、損失

補償という考えに、国民としての証人となる義務、こういふたようなことが言われ、ただいまも外国の例などについても非常に資料も御説明いたされたわけですが、これはどういふ立場に立つておるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 前回も御答弁申し上げましたが、現在の訴訟費用等臨時措置法のもとにおきます証人の日当の本質論につきましては、いろいろ考え方がございす。次第でございす。裁判所といたしましては、損失補償一本ということに割り切るのにはちよつと感ぜられておる次第でございます。したがつて、ただいま御指摘がございまして、国民としての義務履行に対する報償的な考え方も織り込んでこの基準を考へておるわけでございますが、ただ、損失補償としての性格といふことが、本質、そういうものも十分にこの中に盛り込んで考へておるつもりでございます。

○龜田得治君 まあこれは非常にむづかしい問題かもしれませんが、国民としての義務を果たすといふことも、証言そのものについての義務といふことと、義務を果たすために受ける損失というものは、やっぱり別な問題で、すからね。損失補償という立場をとるからといって、決して義務を否定してゐる概念じゃ私はないと思ふんです。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 義務を果たすといふことは、その本質に重点を置いてやるべきじゃないかという考えだと思ふんです。ね、損失補償というものは、両立せぬ、まあ非常に相反するやうなものではないのだからと思ふんです。したがつて、具体的なこういう基準の

立て方になりますと、どういふ立場で基準を立てたかといふことは、説明もはなはだしくいふ点もできるかもしれないと思ふんですが、実際に合わないやうなことがよくあつちやいかぬといふことですね。それで、法務省の津田さんからの御説明は、やはり損失補償という立場を非常に強調されていたやうであります。その関係ですね。たとえば、この前もちよつと具体的な例として出たわけですが、失対に出る労働者ですね、これは今日休むと四百二十五円ですか。この人が裁判所へ出るために、結局一日棒に振る。この表でいいますと、午前中で終了する二時間以内のものは三百円以上五百円以内、こういふふうには非常に少なくなつてゐるわけですが、しかし、失対なんかに出る人が簡単に証言に立つとしても、結局一日は棒に振つてしまふわけですね。この前のお話ですと、損失補償という概念からいくと、それにプラス三百円で七百二十五円ぐらいと、こういふふうなお話がちよつと津田さんからあつたわけですね。そういう立場から見ると、非常に損害を国が積極的にかけるやうなことになるわけですが、そういうことではないかと思ふんですが、どうなんですか、やうかな、失対なんかに出てゐる人の場合。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまお示しになりました例示の場合は、そういうことになるかと思ひますけれども、何分国家予算の關係もございまして、損失を全額、全面的に補償するといふこともなかなか参りかねる状況でございす。

それから、損失補償一本に徹した場合にどういふ不都合が起こるかという

のゆとりを、当該地方の実情というふうなことで多少の幅をそこへ残して、プラス・マイナスできるようにしてお

くということにしませんと、結局は、ここに合計すれば四つ基準が出ておるわけですが、四つの基準の中の一つしかきめていないわけですね。で、証人などのような場合に、裁判所によつて非常に結果が違つてくるというのは、はなはだ与える印象が悪いのじゃないかという感じもするわけですが、その点はどういふふうにと……、いろいろ御相談があつたのでしようが。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 具体的なものがどういふふうになりますか、この通達だけではわからないわけでございますが、各庁々々のいろいろな情勢から具体的な支給基準というものは定められてくると思ふのでございす。ただ、証人の日当につきましては、その支給額を定めるのは、法律上当該の裁判所が定めるところになつておりますので、あまりこまかな基準をきめて、そういう当該裁判所の認定権と申ししますか、そういうものを拘束することはいいか、かというふうなことを、こういう案を考へておる次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 義務を果たすといふことは、その本質に重点を置いてやるべきじゃないかという考えだと思ふんです。ね、損失補償というものは、両立せぬ、まあ非常に相反するやうなものではないのだからと思ふんです。したがつて、具体的なこういう基準の

立て方になりますと、どういふ立場で基準を立てたかといふことは、説明もはなはだしくいふ点もできるかもしれないと思ふんですが、実際に合わないやうなことがよくあつちやいかぬといふことですね。それで、法務省の津田さんからの御説明は、やはり損失補償という立場を非常に強調されていたやうであります。その関係ですね。たとえば、この前もちよつと具体的な例として出たわけですが、失対に出る労働者ですね、これは今日休むと四百二十五円ですか。この人が裁判所へ出るために、結局一日棒に振る。この表でいいますと、午前中で終了する二時間以内のものは三百円以上五百円以内、こういふふうには非常に少なくなつてゐるわけですが、しかし、失対なんかに出る人が簡単に証言に立つとしても、結局一日は棒に振つてしまふわけですね。この前のお話ですと、損失補償という概念からいくと、それにプラス三百円で七百二十五円ぐらいと、こういふふうなお話がちよつと津田さんからあつたわけですね。そういう立場から見ると、非常に損害を国が積極的にかけるやうなことになるわけですが、そういうことではないかと思ふんですが、どうなんですか、やうかな、失対なんかに出てゐる人の場合。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまお示しになりました例示の場合は、そういうことになるかと思ひますけれども、何分国家予算の關係もございまして、損失を全額、全面的に補償するといふこともなかなか参りかねる状況でございす。

ふうな点でございますが、考えられま
すことは、たとえば、前回にもちよつ
と例示として出ましたけれども、公務
員が一日証人と出延した、その出
延したことによって俸給を別に差し引
かれることではないということになり
ますと、いわゆる出頭雑費だけに限ら
れて、いわゆる損失補償——得べかり
し利益を失ったという面においての損
失補償というものは、必要ないのでは
ないか。あるいはまた、会社の社員等
が証人に出た場合も特にそのことに
よつて給料を差し引かれることがない
というふうな場合もいろいろ考えられ
ますが、そういう場合に、いわゆる
出頭雑費だけで、あとは別に補償をみ
ないというふうなことも、実際問題と
して非常に不合理な点が出てくるので
はないかというふうに考えるわけでご
ざいます。

○龜田得治君　しかし、そのほうが合
理的なんじゃないですか。失対労働者
などは、みすみすもらえぬ賃金、しか
もその人にとっては、これはもう最低
の生活ですね、それがもらえないん
で、それから対してはきちつと金額
みてやる。ところが、会社員なり公務
員の場合には、これは月給をもらつて
いるわけですから、それは私は国とし
てみてやる必要がないのだからと思
います。損失補償というものをそう
いうふうにやつていくことのほうが、
かえつて一方では証人義務とも両立す
る考えになるのじゃないですか。証人
義務があるから、一方で損失を受けて
いないのだから、みる必要がない、こ
ういうふうにもなるのじゃないです
か。だから、実際に損失のある人にだ
けみることのほうが、一方では証人義

務を強調する、そのことをみんなが前
提にして考えるというものの考え方
に連なるわけじゃないですか。どうもや
やこしいが、津田さんどうですか。私
はだから一方で証人義務があるんな
ら、もう月給なんかもらつてる人ほん
とにいいと思ひますね。

○政府委員(津田実君)　ただいまのお
説のとおり、証人に義務の履行を求め
るわけですが、その義務を履行したこ
とに対して報酬を支えるという観念は
私はとるべきではないと思ひます。必
ずしも報酬を支えるということにはつ
きりしてゐると思ひません。しかしな
がら、損失があればできるだけ補償を
してやるということは、その方向にい
くべきであつて、完全補償が一番いい
わけですけれども、これは所得の高い
人について完全補償をするということ
にまで持つていくべきかどうか、これ
は議論の余地があります。あるいは
は、それまで必要はないということ
は、いわゆる義務制からいつてもある
程度言ひ得るのではないかと思ひま
すけれども、少なくとも最低所得層あ
るけれども、少なくとも最低所得層あ
るいはそれに近い人につきましては、い
わばそれは生活を奪うことになるので
ありますから、やはりそれに、その
人の損失というものは完全に補償する
という考え方でいかなければならぬ
というふうに考えるわけですね。で、今
回復金三百円であつたのが、あまりに
低過ぎるのが千円に上つたというこ
とは三倍以上に上つたことになるの
であります。その上がつた趣旨を考
へますれば、やはりそういう面を考
へてということでありまして、少なく
も、今日失対事業の就労者につきま

しては、やはり完全に補償をしなけれ
ば、その人の生活は困るんじゃないかとい
うことが考えられるので、そういう面
を十分カバーして、なおかつもう少し
上の状態の人でもある程度カバーでき
るという意味で千円まで最高額を考
へる。これに反しまして、特別に損失の
ない人は出頭雑費のみで差しつかえな
いというところは当然言へるものであり
まして、公務員が他の官庁その他に出張
したのと少しも変わらないわけですか
ら、それ以上の報酬を支えるという必
要は全然ないと思ひます。したがいま
して、それらをこれ相入れますと、ち
ょうどある程度の予算準備でま
かない得るんじゃないかというふう
に私どもは考へておるわけでござい
ます。

○龜田得治君　そうすると、だいた
公務省と裁判所の考へ方が違つて
がね。私も裁判所のこの基準でい
これは計算はしやうとして案です
ね、統一なんかとるのにも。しかし、
少ない予算をばらまくのに、公務員
月給もらつてるそういう人が裁判所
行つて一日証言したから七百円ない
一千円を二重にもらう、こんなこと
は必要がないと思ひます。そんな
ところへ回すよりも、実際に失対
労働者なり、あるいは実際に商売や
いて一日休むために相当の影響があ
る。この商売なんかの場合にも算定
はなかなかむずかしいと思ひますが、
やはりそういう面での補償だけは
だけしてやる。そういうふうに予算
に思ひます。各裁判所なり裁判
官の認定において少し頭を使う点
が、やっぱり方向とし

てはそのほうがよさうに思ひますが
ね。もう収入なんか多くてどつちでも
いいというふうな人にまで与えるとい
うことは、結局裁判所に出て証言を
するという義務というものを考へま
す。私はよけいなことだと思ひ
ます。多少ほんのしるしとして、義務
果たしてくれたいというそのお礼のよ
うな気持ち。それはほんのしるしだ。ほ
んの百円とか二百円とかつづけるとい
うならば、これは意味があるかもしれ
けれども、根本はどちらも法務省のよ
うな考へ方でやられるほうが証人義務
を強調する上からもいいように思ひ
ますが、それはだめですか、裁判所の
ほうは。

○最高裁判所長官代理者(桑原正
君)　裁判所といたしましては、証人
の日常の本質というものが証言に対
する報酬というものは全然考へなく
よろしい、損失補償一本でいいとい
ふような意見が固まりますれば、それ
のつと法律が制定され、そういう
ように運用することについては別にや
ぶさかではないわけでございます。し
ども、たびたび申し上げております
ように、現在の段階においては、必ず
しも損失補償というもののだけしか
ないというふうな言い切れない面があ
ります。要は、非常に非常識な支給
がないようにしなければならぬとい
うことは仰せのとおりでございます
が、ただいま御例示になりましたよ
うな場合につきましても、十分考慮に
入れて、なおこの通達案を練り直して
たいというふうに考へる次第でござ
います。

○井川伊平君　ちよつと裁判所側にお
伺ひしますが、ただいまのお話の中
に

○最高裁判所長官代理者(桑原正
君)　ただいまお話しがありましたよ
うな点が証人の日常支給基準額を定
るについて全然無視していい要素だ
というふうには私は考へないわけ
でございますが、ただそういう要素を
いかにして裁判所の確に把握する
かという問題については、いろいろ
一応形式的には入つておりません
けれども、そういう点についても的確
に知り得る状況があれば、各庁にお
いてそういう点をしんしゃくするとい
うことについて別に禁止していい
うふうには考へていないわけござ
います。

○委員長(松野孝一君)　私から申し上
げますが、ただいま植木法務大臣が
席されております。

○龜田得治君　この問題は裁判所側の
意見もまだ必ずしも熟していないよ
うな印象を受けたわけですが、この
委員会で出ましたいろいろな問題点などを

やはりよく整理してもらってよく検討してほしいと思いますね。ともかく損失補償方式でいくか、あるいは証人義務という立場を強調していくかと、こういう抽象的な問題よりも、やはり実

隅に合ふようにしてゐるのではないといかぬですね。費用の二重取りなんということはおかしいことだし、一方では明からに得べかりしものをそのために得られないという現象、こういうものと同じように与えるというのはおかしい

てお答えいたしますということですが、
 調査してみました結果、予算では法律
 に規定されておる最高額で予算が組ま
 れております。

○亀田得治君　そうすると、この宿泊
 料というものは、実際に宿泊費がどれ
 だけかかったかからぬか、あるいは
 出てきた人の身分なり地位なり、そう
 いうことも一切おかまいなしに出して
 いるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(桑原正壽

上げましたようなことになっておりまして、その支給の基準を的確につかむために、こういった表を作らざるを得ないというように考えられるわけでございます。ただ、現在の段階におきまして、こういった表を作るということになりますと、これがやはり職員の仕事量の増加ということになってはねかわ返ってくるわけでございますので、現在の状況、定員法の改正でもいろいろ御質疑を受け、御答弁申し上げましたように、裁判所の職員ことに執務の

も無視もできないという点もわかりますが、何か依頼者に使われておるような性格が強いわけですね。そういう点でもそのままだにしていくのか。もう少し、そうじゃなしに、執行關係の費用がなくて、ともかく国がちゃんと出した判決だから、これは国がきちっと執行してくれるんだといったようなことになっているのか。そこら辺のことは問題になっていくのかどうか、お答え願いたい。

○政府委員(津田実君) ただいまの執

おる、こういう段階でございます。私どもといたしましては、できるだけ早い機会にこの問題を、どういう結論になりますかは別といたしまして、すつきりした形の改正にいたしたいというふうに考えて努力しておる次第でございます。

○亀田得治君　資料として、昭和三十六年度、三十五年度に国庫補助を受けた人十四名の資料を出してもらいたが、これを拝見しますと、たとえば七番目、十番目というようなところの

る若干の札札というようなことも私は意味があると思う。そのために義務履行を進めるといふ意味でもないんですけれどもね。しかし、それも何ででしょう、非常に義務というところに重きを置いて出てくる証人にしてみたら、少ない費用であればかえってありがたく受け取るかもしれないですね。何かこうこれによって相殺されるのだというような感じでは、かえって変な感じを与えるかもしれない。非常に微妙なものがありますから、よく検討して、きまつた上でまた適当な機会に報告していただきたいと思います。

君）従来の支給の実績は、最高額を定額として支給しておるわけでございます。何分この額が公務員の最低額でございますので、それほど段階を設けて支給するということもいかがというふうに考えるわけでございます。上へ持つていく、下へ持つていくというより、異なる区別をつけるには、あまりにも金額がそう多くないというふうに考えるわけでございまして、そういうった点から最高額の定額支給ということが行なわれて参つたのだと思うのでございます。そういうった見地から最高額を支給していきたいというふうに考えて

状況からいきまして、にわかには、
いったやうな事務がふえてくるという
ことにつきましては、裁判所としては
非常に危惧の念を感じる次第でござい
ます。将来、証人の日当の本質論とい
うものが確定してそれが立法化される
という場合におきましては、あわせて
こゝろいったものを考えていきたいとい
ふふうに考えております。

○**亀田得治君** それから執行吏の關係
のことについて、若干残っていた点に
ついてお尋ねしておきます。

最初に、執行吏というものの制度で
すね。現在ですと、判決の執行につき

行吏制度の問題につきましては、これは非常に議論の多い問題であることは御承知のとおりでございます。法務省におきましても、法制審議会におきまして多年この問題を検討いたしておきまして、いろいろな案と申しますか、いろいろな素案のようなものできておるわけでございますが、その考え方の中には、現行のような制度もあります。考え方もあり得ると思います。これは外国にもこういう制度はございます。すわけですが、あるいは考え方を變えまして、全面的に國家公務員、完全な國家公務員、いわゆる執行官制度にす

人を見ますと、年令七十七才ですわね。十番目は昨年なくなりましたのが、昨年のなにていくと七十四才ですが、そんなことで、きちんとした裁判の執行なんて私はとてもできないと思うのです。それから収入面を見ましても、こういうふうには非常に低い。第一番の大村さんの場合を見ましても六十才ですね。最低保証給が普通の仕事としては得られない。そして国の補助を受けているわけですが、奥さんに娘が二人、これはそんなことじゃとてもやっていけないわけですから、必ず依頼者から何がしかのやっばり衷の補助

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいま亀田委員からお話のございました点を十分にしんしゃく検討いたしましたして、いい案を作つていきたいというふうに考える次第でございます。

おる次第でございます。

○**龜田得治君** この資料として受け取りましたドイツにおける証人の報酬支払いに関する支出命令書ですね、これを見ますと、証人が実際に出頭するのにどれだけ時間がかったとか、ある

まして、有利な判決をとった者が執行吏のところへ頼みに行く。その依頼を受けて動く。頼んだ人からお金をもらう。こういう制度になっているわけですね。こういう制度はやはり基本的に維持されていくのか。あるいは判決の

という考え方もあります。ただいま傾向としてはむしろ執行官制度にすべきであるというふうな意見のほうがかなり有力になっておるのが現状でございますが、何さまこの執行官制度にいたしますと、今度は民事訴訟法その他

を受けるというより、格好になる。そういうことでは、この執行面でも、やはりどうしても執行を受けるほうに對してはつらく当たる、必要以上に。執行というのは、どっちにしても受けるほうはつらいことなんだから、必要以上に

○龜田得治君 この前もう一つ残っておりました旅費ですね、宿泊料ですね、証人の。この予算の作成の仕方はどういうふうになっておりますか。この最高額が予算単価になっているようなことでしたか。

いは旅費は幾らだとか、宿泊費は幾らだとか、きちんと書き込んで、それを支払う、こういつたようなことになっているようですが、こういう考え方ன்றりやり方というのは何か検討されておるわけですか。

執行というものはそういうことじゃなしに、役所でちゃんとこれを執行してくれというふうに持つていけば、どんな役所自体の一つの仕事として執行事務を進めていく。現在は両方がま

の手続法との關係において、かなりその手続面の改正を要する問題を含んでくるわけでございます。そういう点におきまして、非常にいろいろ困難かつ複雑な問題を含んでおりますので、目

にやはり行き過ぎがあつたりするといふことが派生的に起こるわけですね。それから、ちよつともう一つ、もしわかつたらお伺いしたいのですが、執行吏の一番収入の多い層ですね、これ

○最高裁判所長官(桑原正憲君) 前回、その点をよく調査いたし

○最高裁判所長官代理者（桑原正憲君） ドイツの立法は、先ほども申し

じつたような格好です。まあ民事とい
う関係があるから、当事者ということ

下のところは、法制審議会において鋭意その最終案を決定すべく努力をして

は年間どのくらい得ているわけですか。実際上の収入と、表に出ている収

入と相当違うように私も思っているわけですが、これは期間でも相当開きがあるわけなんです。ともかく同じ判決の執行で、一方は最低の収入が得られるか得られないか青息吐息でそうして七十何才までやっている。一方では、東京や大阪などでは、ずいぶんいろいろなところで収入があると、こういうことでは、もうはなはだ体をなしていないと思うのですよ、国家の制度として。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 執行吏の収入につきましては、手数料以外にもございますので、手数料の関係ではある程度裁判所として把握できるわけでございますけれども、そういつたもの以外で最高額が一体どの程度実収入があるのかということ、は、なかなか実態がつかみにくい状況なのであります。そういった点で必ずしも最高額が幾らかということをここで申し上げるような資料を持ち合わせていないわけでございます。

○亀田得治君 これは官公吏であればそれは上と下と幾ら違うといったってちゃんと限度があるのがあたりまえです。ですから、これはぜひ、先ほど津田さんから、そういう基本的な点についての検討をおやりになつて欲しいというところですが、やはりこれは前から非常に裁判事務の最末端の処理の問題として、ほかの部面とちよつとつり合いがとれなさ過ぎるわけですね、現状は。だから、そういう点でやはり結論を急いできつとやつぱり整備してほしいと思うのですね、一日も早く。

まあその程度にしまして、質問を一旦終了します。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑はございませんか。——なければ、本案

に対する質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔速記を止めて〕

○委員長(松野孝一君) 速記をつけ

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○亀田得治君 本案に賛成いたしますが、二つの点だけ希望を申し上げておきます。

一つは、証人に対する日当の支給の仕方につきまして、本委員会においてもいろいろ質疑をしたわけですが、必ずしも具体的に明白ではないと考えます。本委員会ではいろいろ各委員から指摘されたような点等を十分考へて、最高裁において実際の事情に合うように支給基準というものを作つてもらうことを要請いたします。

もう一点は、執行吏制度の根本的な検討を早く終了して、そうして新しい制度というものを確立してほしいと思ひます。これは執行吏に関するいろいろな問題が出るたびに絶えず問題になることでして、ともかく現状のままではいけない。やはり司法制度に対する信用の問題にも関係すると思ひるのでありまして、そういう点の整備方の要望を強く申し上げまして、本案に賛成いたします。

○井川伊平君 自民党を代表いたしますが、本案に賛成の意を表します。なお、亀田氏より執行吏制度の問題について御意見がありました。これは相

当尊敬すべき御主張とは存じますけれども、司法上の権利は権利者におきまして自由の処分ができるということの建前を忘れてはならぬということをお願いしたい。言いかえれば、裁判の判決にならぬ前におきまして、訴訟の取り下げも放棄もできる。裁判の確定後においてもこれができなくてはならぬ。ゆゑに執行吏に執行を委任した後におきまして、執行を中止してもらふとか、期日を延期してもらふとか、執行の行使について自由な権利が執行吏のほうになつてはならない。お役所の仕事にしまつたから、お役所の権限でやるのだというように押し切られてしまふことは、国民の権利の侵害になるのではないかと、いろいろ考へ方もあると思います。それこれ十分ごしんしゃくを賜ひまして、新しい制度が生まれるようにお願いを申し上げます。

○委員長(松野孝一君) 他に御意見もないようでありまして、討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につき

ましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御意議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

次回は三月二十二日午前十時より開会することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(第一、九六四号)(第一、九八六号)(第一、九八七号)(第一、九八八号)(第一、九八九号)(第二、〇四二号)(第二、〇四三号)(第二、〇四四号)(第二、〇四五号)(第二、〇四六号)(第二、〇四七号)(第二、〇四八号)(第二、〇四九号)(第二、〇五〇号)(第二、〇五八号)

一、皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(第一、九九〇号)(第一、九九一号)(第二、〇四八号)(第二、〇四九号)(第二、〇五〇号)(第二、〇五八号)

一、東京法務局足立出張所移転反対に関する請願(第二、〇五一号)

一、東京法務局江戸川出張所移転拡張に関する請願(第二、〇五二号)

一、鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願(第二、〇五三号)

一、政治的暴力行為防止法案即時撤回等に関する請願(第二、〇五四号)(第二、〇五五号)

一、皇室の尊厳維持の法律制定に関する請願(第二、〇八九号)

一、皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に関する請願(第二、一六四号)

第一九六四号 昭和三十七年三月三日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 和歌山県田辺市本町三

第一九八六号 昭和三十七年三月五日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(八通)

請願者 長野県上伊那郡辰野町

第一九八七号 昭和三十七年三月五日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 静岡県清水市江尻六九

四ノ一 山田昌栄外三千五百四十五名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第一九八八号 昭和三十七年三月五日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 北海道白糠郡白糠町字麻路 蔵川俊一外一名
紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第一九八九号 昭和三十七年三月五日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 三重県松阪市垣鼻八六四 渡辺重子外二十七名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四二号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉町七五八 佐久間亮三外八十七名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四三号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

請願者 秋田県男鹿市藤本 伊藤宗一外五百十三名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四四号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮下馬町二ノ五一 吉崎靖芳外六百六十五名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四五号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二通)

請願者 高知市相模町二二 坂本俊馬外四千七百三十三名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四六号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(四通)

請願者 岐阜県武儀郡上之保村 一、一七四 加藤三鷹外千六百八十四名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二〇四七号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 大分県中津市島田七六六 鶴田健兒外四十九名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二二二六号 昭和三十七年三月七日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字三島 湯浅栄太郎外二百七十七名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第二二六三号 昭和三十七年三月八日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 山口県萩市椿東三、一〇六 安藤修道
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一九六四号と同じである。

第一九九〇号 昭和三十七年三月五日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

紹介議員 前田佳都男君
最近、国民の一部には、公然と皇室を非難侮辱してはばからない者が増加しており、この傾向を放置すれば皇室と国民との伝統的、精神的関係は破壊され、国民統合の核心が失われる危険さあり、憂慮に堪えないところである。それにもかかわらず、これに対して有効な措置を講じ難いのは、現行法に皇室の名誉と尊厳とを保障するに足る直接かつ明確な条章が存在しないからであることを痛感するものであり、このような状態を黙過することはできないから、この際、皇室の尊厳を守るための法律を制定せられたいとの請願。

第一九九一号 昭和三十七年三月五日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡宝珠山村 大字宝珠山 井上二男外五百六十名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第一九九〇号と同じである。

第二〇四八号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡守山町守山郷友会内 杉本勉外三百八十五名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一九九〇号と同じである。

第二〇四九号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(四通)

請願者 宮崎県都城市上養原 横市竹則外千七百七十九名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一九九〇号と同じである。

第二〇五〇号 昭和三十七年三月六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ三四 下川潮外三千二百六十六名
紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一九九〇号と同じである。

第二〇八八号 昭和三十七年三月七日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(三十二通)

請願者 新潟県西津市大字加茂 歌代新町 櫻寿一郎外三百九十九名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一九九〇号と同じである。

第二〇五一号 昭和三十七年三月六日受理
東京法務局足立出張所移転反対に関する請願

請願者 東京都足立区本太町二ノ一、五八九 青木房吉外百三十一名

紹介議員 一松 定吉君

東京法務局足立出張所は、その管轄区域として不動産登記については足立区の全域と荒川区の一部、商業登記については足立区全域を持ち、区域住民の利便に寄与しているが、近く隣接する葛飾区に移転される模様である。当足立区は二十三特別区においても屈指の広大な地域を有し、すでに人口も四十二万有余名に達し、ますます増大の一途をたどり、農耕地も宅地造成によつて集団住宅、一般住宅並びに商業用建築物等の建設地となり、その発展ぶりには目を見はらせるものがある。これに伴い必然的に登記事務も増加している実情である。現存の当該出張所の位置は管轄区域のほぼ中心で、交通機関にも恵まれ格好の場所であり、もし葛飾区に移転が実現すると区域住民に重大な支障をきたすことは極めて明確であるから、現在地にそのまま存置せられたい。なお、都合により現在地から移転のやむなき場合は、建設敷地は請願者等が極力あつせんする決意であるから、ぜひとも足立区内に設置せられたいとの請願。

第二〇五二号 昭和三十三年三月六日受理
東京法務局江戸川出張所移転拡張に関する請願

請願者 東京都江戸川区小岩町二ノ三、八八四 笠原光雄外百三名

紹介議員 高橋 衛君

東京法務局江戸川出張所の現在位置は、区内でもへんびな上、その登記に必要とする証明書その他の書類を発行する区役所や税務事務所から二キロ

メートル以上もはなれてゐるため、地域住民は時間や費用が余分にかかるばかりでなく、交通困難の現在においては危険でもあり、またその庁舎は老朽はなはだしく、設備も乏しく、わずかのテーブルも業者専用の有様で、一般の公衆閲覧、書類記載の場所も設備もあらはこそ、まことに不便きわまる実情であるから、本出張所をすみやかに東小松川四丁目の区役所及び税務事務所付近に移転し、庁舎の拡張、設備の充足を図らねばならぬとの請願。

第二〇五三号 昭和三十三年三月六日受理
鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願

請願者 鹿児島県西之表市長石越不二郎外九名

紹介議員 赤松 常子君

鹿児島県種子島、屋久島には、地方裁判所等の支部、地方法務局がないため、簡易裁判所の取扱範囲をこえる民事、刑事事件の同強制執行事件、家庭裁判所関係審判、調停事件、区検察庁取扱範囲をこえる事件、被疑者の取調べ、地方法務局出張所の取扱範囲をこえる戸籍人権擁護等の事件はあけて鹿児島地方裁判所、同家庭裁判所、同地方検察庁、同地方法務局で取り扱われている関係上、両島の住民は事件のたび呼出しを受けた期日に出席できるやう相当の余裕をもつて鹿児島市に出なければならぬし、また宿泊しなければならぬ現状で、島民は多くの日数と多額の経費の支出を余儀なくされている外、早急に解決を要する事件が遅延し、焦燥と不安のうちに日時を経

過している有様であり、また経済力の弱い住民は訴訟又は調停を要する事件を表面に出さず、不快ともんものうちに生活を続けている実情は想像以上のものであるから、これら離島の住民も本土住民同様の恩恵に浴することができるよう、種子島の西之表市に鹿児島地方裁判所支部、同家庭裁判所支部、同地方検察庁支部及び地方法務局支部を設置せられたいとの請願。

第二〇五四号 昭和三十三年三月六日受理
政治的暴力行為防止法案即時撤回等に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合一ノ五五一 大井恒雄外五名

紹介議員 岩間 正男君

今般、自由民主党が国会に提案しようとしている「民主的秩序保持法案」は、「政治的暴力行為防止法案」とほとんど同様の内容であり、国会請願やデモをはじめ、あらゆる民主主義運動を弾圧し、国民の民主的権利を圧殺する悪法であるから、「政治的暴力行為防止法案」の即時撤回を要求するとともに、「民主的秩序保持法案」の国会提案には強く反対であるとの請願。

第二〇五五号 昭和三十三年三月六日受理
政治的暴力行為防止法案即時撤回等に関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸五ノ一、〇三五 沢田和行外二十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇五四号と同じである。

第二〇八九号 昭和三十三年三月七日受理
皇室の尊厳護持の法律制定に関する請願(一通)

請願者 新潟県南津市湯端六二七 江口長治外八十三名

紹介議員 佐藤 芳男君

皇室が日本国民の精神的支柱であることは三千年の国史がこれを実証し、国民統合の象徴であることは日本国憲法がこれを規定しているが、この皇室の尊厳を冒す破壊しようとする者がよくあり、つづいて同類の作品や言説が相ついで発表され、昨年二月二十四日、飯守裁判官の重大発言があり、司法的、立法措置が強調されたのは当然なことであつた。四月二十九日天皇節に遅ればせながら「風流夢譚」問題に關する池田首相の声明があつたが、それはなんといつても低調のせしりをまねがれず期待をうらぎるものであつた。この間、政治的党派や利害関係から離れた誠実純良な国民の意志は皇室尊厳護持の法律制定に關する請願として表示され、極めて短時日の間に百數十万人の署名となつてゐる。聞くところによると、過毅の岡山県金光町の町會議員選挙に際し、某候補者は、その選挙ポスターに「流血打倒、天皇、皇太子」と大書し、これに陛下及び殿下の似顔を付したのに対し、選挙管理委員会、所轄警察署も拒否することが

できずただ坐視するのみであつたといふ。これは明らかに一片の首相声明でこと足りたとして、その後何ら具体的対策をたてようとしなかつた政治の責任である。このような傾向状態をもちやこれ以上放置することができないから、皇室の尊厳を護持する法律を制定せられたいとの請願。

第二一六四号 昭和三十三年三月八日受理
皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に關する請願(二通)

請願者 山口県小野田市東住吉町 井上正信外百一名

紹介議員 吉武 恵市君

日本国は天皇を中心として発展してきたことは歴史に明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。だから国民は皇室に対し限りなき尊敬の念と親愛の情をいだいてゐるのであつて、今日の憲法においても天皇は日本国の象徴、日本国民統合の象徴としての地位に立っているのであるが、戦後、天皇をひぼうし皇室を侮辱する者があることは国民の悲憤やまざるところである。しかもこのような俗悪の論が年々ともにびまんし、ついに「風流夢譚」のように皇室を公然とひぼうしてはばからぬ風潮の出現するにいたつたことは、黙視するに堪えないところであるから、皇室をひぼうする者に対しては、これを嚴重に処分するやう立法措置を講ぜられたいとの請願。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

目次

第一章 総理府関係（第一条―第十三条）

第一条 恩給法の一部改正

第二条 恩給法の一部を改正する法律の一部改正

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

第四条 中小企業等協同組合法の一部改正

第五条 古物営業法の一部改正

第六条 質屋営業法の一部改正

第七条 土地調整委員会設置法の一部改正

第八条 北海道東北開発公庫法の一部改正

第九条 自衛隊法の一部改正

第十条 日本国のアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正

第十一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損

失の補償に関する法律の一部改正

第十二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

第十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正

第二章 法務省関係（第十四条―第二十一条）

第十四条 裁判所法の一部改正

第十五条 弁護士法の一部改正

第十六条 犯罪者予防更生法の一部改正

第十七条 執行猶予者保護観察法の一部改正

第十八条 冤罪防止法の一部改正

第十九条 国の利害に係る訴訟の審理手続の特例等に関する法律の一部改正

第二十条 出入国管理令の一部改正

第二十一条 破壊活動防止法の一部改正

第二章 外務省関係（第二十二―第二十五条）

第二十二條 外務公務員法の一部改正

第四章 大蔵省関係（第二十三―第二十五条）

第二十三條 日本専売公社法の一部改正

第二十四條 たばこ専売法の一部改正

第二十五条 塩専売法の一部改正

第二十六条 塩業整備臨時措置法の一部改正

第二十七條 関税法の一部改正

第二十八條 とん税法の一部改正

第二十九條 証券取引法の一部改正

第三十條 北海道国有未開地処分法の一部改正

第三十一條 国有財産法の一部改正

第三十二條 接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正

第三十三條 国民金融公庫法の一部改正

第三十四條 外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

第三十五條 外資に関する法律の一部改正

第五章 文部省関係（第三十六―第三十九条）

第三十六條 著作権法の一部改正

第三十七條 宗教法人法の一部改正

第三十八條 学校施設の確保に関する政令の一部改正

第三十九條 文化財保護法の一部改正

第六章 厚生省関係（第四十―第四十五条）

第四十條 自然公園法の一部改正

第四十一條 伝染病予防法の一部改正

第四十二條 優生保護法の一部改正

第四十三條 性病予防法の一部改正

第四十四條 結核予防法の一部改正

第四十五條 狂犬病予防法の一部改正

第四十六條 医療金融公庫法の一部改正

第四十七條 生活保護法の一部改正

第四十八條 児童扶養手当法の一部改正

第四十九條 健康保険法の一部改正

第五十條 船員保険法の一部改正

第五十一條 日雇労働者健康保険法の一部改正

第五十二條 厚生年金保険法の一部改正

第五十三條 国民健康保険法の一部改正

第五十四條 国民年金法の一部改正

第五十五條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

第七章 農林省関係（第五十六―第六十一条）

第五十六條 農業協同組合等による産物組合の資産の承継等に関する法律の一部改正

第五十七條 農林漁業金融公庫法の一部改正

第五十八條 土地改良法の一部改正

第五十九條 農地法の一部改正

第六十條 愛知用水公団法の一部改正

第六十一條 植物防疫法の一部改正

第六十二條 食糧管理法の一部改正

第六十三條 農産物検査法の一部改正

第六十四條 狩猟法の一部改正

第六十五條 林業種苗法の一部改正

第六十六條 森林病虫害等防除法の一部改正

第六十七條 漁業法の一部改正

第六十八條 水産資源保護法の一部改正

第六十九條 真珠養殖事業法の一部改正

第八章 通商産業省関係（第七十―第七十五条）

第七十條 輸出入取引法の一部改正

第七十一條 輸出品デザイン法の一部改正

第七十二條 計量法の一部改正

第七十三條 鉱業法の一部改正

第七十四條 採石法の一部改正

第七十五條 石灰鉱業合理化臨時措置法の一部改正

第七十六條 電氣に関する臨時措置に関する法律の一部改正

第七十七條 ガス事業法の一部改正

第七十八條 特許法の一部改正

第七十九條 実用新案法の一部改正

第八十条 意匠法の一部改正
第八十一条 商標法の一部改正
第八十二条 中小企業金融公庫法の一部改正
第八十三条 中小企業信用保険公庫法の一部改正
第九章 運輸省関係(第八十四条条—第九十八条)
第八十四条 海上運送法の一部改正
第八十五条 船舶安全法の一部改正
第八十六条 港湾法の一部改正
第八十七条 港湾運送事業法の一部改正
第八十八条 地方鉄道法の一部改正
第八十九条 軌道法の一部改正
第九十条 陸上交通事業調整法の一部改正
第九十一条 帝都高度交通営団法の一部改正
第九十二条 道路運送法の一部改正
第九十三条 航空法の一部改正
第九十四条 通関案内業法の一部改正
第九十五条 航路標識法の一部改正
第九十六条 水路業務法の一部改正
第九十七条 海難審判法の一部改正
第九十八条 気象業務法の一部改正
第十章 郵政省関係(第九十九条条—第一百二条)
第九十九条 公衆電気通信法の一部改正

第一百条 有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正
第一百一条 郵便物運送委託法の一部改正
第一百二条 電波法の一部改正
第十一章 労働省関係(第一百三一条—第一百八条)
第一百三一条 公共企業体等労働関係法の一部改正
第一百四条 労働組合法の一部改正
第一百五条 労働者災害補償保険法の一部改正
第一百六条 じん肺法の一部改正
第一百七条 職業安定法の一部改正
第一百八条 失業保険法の一部改正
第十二章 建設省関係(第九九条—第一百七条)
第九九条 土地収用法の一部改正
第一百条 都市計画法の一部改正
第一百一条 河川法の一部改正
第一百二条 砂防法の一部改正
第一百三条 水害予防組合法の一部改正
第一百四条 運河法の一部改正
第一百五条 公有水面埋立法の一部改正
第一百六条 住宅金融公庫法の一部改正
第一百七条 建築基準法の一部改正
第十三章 自治省関係(第一百八条条—第一百二十四条)
第一百八条 自治省関係(第一百八条条—第一百二十四条)

第一百十八条 地方自治法の一部改正
第一百十九条 地方公務員法の一部改正
第一百二十条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正
第一百二十一条 公職選挙法の一部改正
第一百二十二条 公営企業金融公庫法の一部改正
第一百二十三条 地方税法の一部改正
第一百二十四条 消防法の一部改正
第十四章 人事院関係(第二百二十五条)
第二百二十五条 国家公務員法の一部改正
附則
第一章 総理府関係
(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第十五条の次に次の一条を加える。
第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁判ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十八項中「再審査請求に」の下に「同法第十五条ノ二の規

定は、第十四項に規定する処分の取消しの訴えに」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第十五条ノ二中「審査請求」とあるのは、「再審査請求」と読み替えるものとする。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第七十七条を次のように改める。
第七十七条 公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日以内提起しなければならぬ。
前項の期間は、不変期間とする。
第七十九条を次のように改める。
第七十九条 削除
第八十二条第二項を削る。
第八十三条中「審決を変更することを相当と認めるとき」を「審決を取り消すべき場合において、さらに審判をさせる必要があると認めるとき」に、「変更するべき点を指示して」を「その理由を示して」に改める。
第八十八条を次のように改める。
第八十八条 第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項の規定による認可の取消しの訴えは、当該処分に對する異議申立てに對する決

定を経た後でなければ、提起することができない。
第九章中第八十八条の次に次の一条を加える。
第八十八条の二 公正取引委員会の審決に係る訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六條の規定は、適用しない。
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第八八条中「及び第七十七条から第八十三条まで」を「第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで及び第八十八条の二」に改める。
(古物営業法の一部改正)
第五条 古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。
(質屋営業法の一部改正)
第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九条を削り、第二十九条の二を第二十九条とする。
(土地調整委員会設置法の一部改正)
第七条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項を次のように改める。

委員会の決定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に提起しなければならぬ。

第四十九條第三項を次のように改める。

3 第一項の期間は、不変期間とする。

第五十三條第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

第五十五條及び第五十六條を次のように改める。

第五十五條 委員会は、申請を認容した裁定を取り消す判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁定をしなければならぬ。

第五十六條 削除

第五十八條中「第六條第一項及び第二項」を「第六條」に改める。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第八條 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項ただし書を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條の次に次の一條を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十條の二 第四十九條第一項に規定する処分(前條第一項に規定する隊員又は學生に係るものを除く)の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第五十五條第九項中「本條」を「前項の規定に」、「訴をもつて」を「その決定を知つた日から三月以内に訴えをもつて」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 第六項の規定による決定に不服がある者は、第七項及び第九項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約に基

づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正)

第十條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約に基つき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、」を「第四條第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(争訟の方式)

第七條 第三條第三項の規定による決定に不服がある者は、第四條第一項及び前條第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第十一條 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「この法律により決定された補償金の額」を「第三條第二項の規定による決定に」、「九十日」を「三箇月」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(争訟の方式)

第六條 第二條第三項の規定による決定に不服がある者は、第三條第一項及び前條第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第十二條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十條を次のように改める。

(異議申立てと訴訟との関係)

第七十條 この法律(第四十一條第一項及び第二項を除く)の規定による主務大臣又は科学技術庁長官の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第七十六條中「第七十條及び前條並びに」を「前條及び」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十三條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五條を次のように改める。

(異議申立てと訴訟との関係)

第四十五條 この法律(第三十五條第二項及び第三項を除く)の規定による科学技術庁長官の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができない。

政庁の違法な処分取消又は変更に係る請求その他公法上の権利関係に関する請求を「行政事件訴訟に係る請求」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第十五條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

(訴えの提起)

第十六條 第十二條の規定による登録若しくは登録換への請求の進達の拒絶についての審査請求を却下され若しくは棄却され、第十四條第一項の規定による異議の申出を棄却され、又は前條の規定により登録若しくは登録換への拒絶された者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができない。

2 日本弁護士連合会が第十二條の規定による登録若しくは登録換への請求の進達の拒絶についての審査請求若しくは第十四條第一項の規定による異議の申出を受けた後三箇月を経てもなお裁決若しくは第十四條第二項の処分をせず、又は登録若しくは登録換への請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換をしないときは、審査請求若しくは異議の申出をし、又は登録若しくは登録換への請求若しくは異議の申出を棄却され、又は登録若しくは登録換への拒絶されたものとみなし、前項の訴えを提起することができない。

第二章 法務省関係

(裁判所法の一部改正)

第十四條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第一号中「行

3 登録又は登録換えの請求の違の拒絶に關しては、これについて日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
第六十二条を次のように改める。
(訴えの提起)

第六十二条 第五十六条の規定による懲戒については、審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができ。
2 第五十六条の規定による懲戒の処分については、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(犯罪者予防更生法の一部改正)
第十六条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。
第三章第四節中第五十一条の二の次に次の一条を加える。
(審査請求と訴訟との関係)

第五十一条の三 地方委員会が決定をもつてした処分の取消しの訴えは、当該決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。
(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第十七条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第五十一条の二の規定を」の下に、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第五十一条の三の規定を」を加える。
(売春防止法の一部改正)

第十八条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「第五十一条の二までの規定を」の下に、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第五十一条の三の規定を」を加える。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)
第十九条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の訴訟の当事者又は参加人である行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。ただし、当該行政庁が地方公共団体の機関であり、かつ、その上級行政庁が他の地方公共団体の機関である場合において、その上級行政庁の職員に第一項の訴訟を行なわせるには、その上級行政庁の同意を得なければならない。

第六条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を削る。
第八条を第九条とし、第七条中「又は前条第二項」を「第六条第二項又は前条第二項」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第八条とする。

ただし、地方公共団体の事務に關する訴訟につき前条第三項の規定により法務大臣の指定した者については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八十一条第二項(第四号を除く。)の規定を準用する。
第六条の次に次の一条を加える。

第七条 地方公共団体その他政令で定める公法人は、その事務に關する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行なわせることを求めることができる。
地方公共団体がその事務に關する訴訟についての前項の請求をするときは、あわせてその旨を自治大臣に通知しなければならない。

第二項の請求があつた場合において、法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行なわせることができる。この場合において、地方公共団体の事務に關する訴訟については、法務大臣は、自治大臣の意見を求めるものとする。

前項の規定は、地方公共団体その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一項の訴訟を行なわせることを妨げない。
附則第二項中「第八条」を「第九条」に改める。
(出入国管理令の一部改正)

第二十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除
(破壊活動防止法の一部改正)

第二十一条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項及び第二項中「又は変更を削る。
第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前項の訴」を「前項の決定の取消しの訴え」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章 外務省關係
(外務公務員法の一部改正)
第二十二條 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との關係)
第二十二條 第十九條第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 大藏省關係

(日本専売公社法の一部改正)
第二十三條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第四十四條第一項ただし書を削る。

(たばこ専売法の一部改正)
第二十四條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
第九條の三に次の一項を加える。

3 第一項に規定する公社の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議の申出に対する決定を経た後でなければ、提起することができない。
第十五條に次の二項を加える。
5 耕作者は、第三項の再査定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

6 前条の量目又は葉数の査定に不服がある耕作者は、第一項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。
9 耕作者は、再鑑定の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。
9 第一項の葉たばこの等級の鑑定に不服がある耕作者は、第二項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(塩専売法の一部改正)
第二十五條 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。
7 製造者は、第四項の再鑑定に決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

8 第一項の塩の品質又は等級の鑑定に不服がある製造者は、第二項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(塩業整備臨時措置法の一部改正)
第二十六条 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第七條に次の二項を加える。

8 第三項の補償金の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、公社を被告とする。

(関税法の一部改正)
第二十七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第九十三條を次のように改める。

(審査請求との訴訟との関係)
第九十三條 第九十一條に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(とん税法の一部改正)
第二十八條 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「場合について」の下に、「同法第九十三條(審査請求と訴訟との関係)の規定は、これらの処分取消しの訴えについて」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第二十九條 証券取引法(昭和三十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第九十二條を次のように改める。

第九十二條 削除

(北海道国有未開地処分法の一部改正)
第三十條 北海道国有未開地処分法(明治四十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を削る。

(国有財産法の一部改正)

第三十一條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の二第六項を削る。

(接収貴金屬等の処理に関する法律の一部改正)
第三十二條 接収貴金屬等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の次に次の一條を加える。

(異議申立てと訴訟との関係)

第二十五條の二 この法律に基づく処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(国民金融公庫法の一部改正)
第三十三條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項ただし書を削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第三十四條 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十七條を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十七條 前条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(外資に関する法律の一部改正)
第三十五條 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

(異議申立てと訴訟との関係)

第二十一條 前条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第五章 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第三十六條 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第三項中「民事裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其

ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。
前項ノ訴ニ於テハ著作權者又ハ放送事業者ヲ以テ被告トス

第二十七條第三項中「民事裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ著作權者又ハ著作物ヲ発行若ハ興行スル者ヲ以テ被告トス

(宗教法人法の一部改正)
第三十七條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八十七條を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十七條 第八十條の二第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)
第三十八條 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「三十日」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

(文化財保護法の一部改正)

第三十九條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十五條の七」を「第八十五條の八」に改める。

第四十一條第二項中「六箇月」を「三箇月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の補償の額は、委員会が決定する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四十五條第三項、第五十二條第二項、第五十五條第四項及び第六十三條第三項中「第二項」を「第二項から第四項まで」に改める。

第七十三條第二項中「前項の場合には」を「前項の規定による補償額については」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

第七十三條に次の一項を加える。

4 前項で準用する第四十一條第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。第八十一條第三項及び第八十三條第三項中「第四十一條第二項」を「第四十一條第二項から第四項まで」に改める。

第六章第一節中第八十五條の七の次に次の一條を加える。

(異議申立てと訴訟との関係)
第八十五條の八 第八十五條の三第一項各号に掲げる処分取消しの訴えは、当該処分について

の異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第九十九条第四項中「手続に」の下に、「第八十五条の八の規定は、都道府県の教育委員会がした第八十五条の三第一項第一号に掲げる処分を取消しの訴えに」を加える。

第六章 厚生省関係

(自然公園法の一部改正)

第四十条 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「六箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(伝染病予防法の一部改正)

第四十一条 伝染病予防法(明治三十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条ノ二に次の二項を加える。

手当金額ノ決定ニ関シ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日より三箇月以内ニ訴ヲ以テ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ市町村ヲ以テ被告トス

(優生保護法の一部改正)

第四十二条 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第七条の通知を受けた日から一箇月以内に」を、その取消しのに改め、同条の次に次の一条を加える。

(訴訟の方式)

第九条の二 第五項第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによつてのみ争うことができる。

(性病予防法の一部改正)

第四十三条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「及び第二十五条」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 都道府県知事又は保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の長は、第十条から第十二条までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、当該処分を取消しの訴えを提起することができ、その旨を告げなければならない。

2 前項の訴えが提起されたときは、都道府県知事は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断をさせてはならない。

3 第十一条又は第十二条の規定により健康診断を実施されようとした者は、これに關する不服の訴えを提起することができ、この場合においては、前項の規定を準用する。

(結核予防法の一部改正)

第四十四条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の一項を加える。

6 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

第六十七条中「第三十一条第二項」の下に「及び第六項」を加える。

(らい予防法の一部改正)

第四十五条 らい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

7 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(医療金融公庫法の一部改正)

第四十六条 医療金融公庫法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項ただし書を削る。

(生活保護法の一部改正)

第四十七条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

(審査請求と訴訟との関係)

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分を取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第四十八条 児童扶養手当法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 第十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(健康保険法の一部改正)

第四十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 第八十条第一項又ハ第八十一条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(船員保険法の一部改正)

第五十条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 第六十三条第一項又ハ第六十四条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第五十一条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第六章中第四十条の二の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十条の三 第三十九条第一項又は第四十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(厚生年金保険法の一部改正)

第五十二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条の二」を「第九十一条の三」に改める。

第六章中第九十一条の二の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十一条の三 第九十条第一項又は第九十一条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(国民健康保険法の一部改正)

第五十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第百三条を次のように改める。

(審査請求と訴訟との関係)

第百三条 第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(国民年金法の一部改正)

第五十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百一条」を「第百一条、第百一条の二」に改める。

第七章中第百一条の次に次の一条を加える。

(再審査請求と訴訟との関係)
第百一条の二 前条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第五十五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十二条の二」に改める。

第三章中第四十二条の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)
第四十二条の二 第四十条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章 農林省関係
(農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正)
第五十六条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二

号)の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「不服のある者は、その下に」を「その裁定を申請した組合を被告として」を加え、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第二条第二項及び第四項中「第四項及び第十項」を「及び第四項」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)
第五十七条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項ただし書を削る。

(土地改良法の一部改正)
第五十八条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七條に次の一項を加える。

8 第一項の土地改良事業計画に不服がある者は、第五項の規定による決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

(農地法の一部改正)
第五十九条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第三項中「買収の期日までに」の下に「その買収令書に記載された」を加える。

第五十二条第一項及び第四項中「買収の期日までに」の下に「その買収令書に記載された」を加える。

買収令書に記載された」を加える。

第五十六条第四項中「消滅の期日までに」の下に「その権利消滅通知書に記載された」を加え、同条第六項中「買収の期日までに」の下に「その買収令書に記載された」を加え、同条第七項中「買収の期日までに」の下に「その権利消滅通知書又は買収令書に記載された」を加える。

第八十五条の次に次の二条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)
第八十五条の二 この法律に基づく処分(不服申立てをすることのできない処分を除く)の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(対価又は補償金の額の増減の訴え)
第八十五条の三 次の各号に掲げる対価又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。

ただし、これらの対価又は補償金に係る処分のあつた日から三箇月を経過したときは、この限りでない。

一 第十一条第一項第三号(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第八項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)に規定する対価

二 第三十九条第一項第三号に規定する対価

三 第五十条第一項第四号(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。)に規定する対価又は補償金

四 第六十七条第一項第四号に規定する対価

五 第六十九条第一項第四号(第七十条第二項で準用する場合を含む。)に規定する対価

六 第七十二条第二項第四号に規定する対価

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

3 第一項第一号、第三号又は第六号に掲げる対価又は補償金につきこれを増額する判決が確定した場合において、増額前の対価又は補償金が第十二条第二項(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第八項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)又は第五十一条第二項(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により供託されているときは、国は、その増額に係る対価又は補償金を供託しなればならず、また、この場合においては第十二条第三項の規定を準用する。

4 第十三条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

(愛知用水公団法の一部改正)
第六十条 愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

8 第一項から第三項までの規定による賦課徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(植物防疫法の一部改正)
第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

6 第三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第三十六条第二項中「再検査の申立てをする」と「再検査を申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第五十条第一項第四号(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。)に規定する対価又は補償金

4 第十三条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

(食糧管理法の一部改正)
第六十二条 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。
第十五条 第三条第一項ノ命令ニ

依ル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テ不服申立ニ対スル裁決又は決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(農産物検査法の一部改正)

第六十三條 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

4 再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

5 検査の結果に不服がある者は、第一項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(狩猟法の一部改正)

第六十四條 狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第七項中「補償ノ金額」を「決定」に、「訴ヲ以テ其ノ」を「其ノ決定ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償ノ額ノ」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項ノ補償ノ額ハ農林大臣又は都道府県知事ガ之ヲ決定ス

第八條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ因又ハ都道府県ヲ以テ被告トス

(林業種苗法の一部改正)
第六十五條 林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「通常裁判所ニ出訴スル」を「訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ因ヲ以テ被告トス

(森林病虫害等防除法の一部改正)

第六十六條 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

8 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償金額の増額を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、因又は都道府県を被告とする。

(漁業法の一部改正)

第六十七條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第四項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする

第四百四條第二項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする

第四百三十五條の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三百三十五條の二 主務大臣又は都道府県知事が第二章から第四章まで(第六十五條第一項の規定)に基づき省令及び規則を合

む。の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(水産資源保護法の一部改正)

第六十八條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五條を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十五條 農林大臣又は都道府県知事が第四章第一項の規定に基づき省令又は規則の規定によつてした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第六十九條 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第九條中「申し立てる」を「申し立て、再検査の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定による検査の結果に不服がある者は、前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第八章 通商産業省関係

(輸出入取引法の一部改正)

第七十條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の二の次に一條を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十九條の三 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(輸出品デザイン法の一部改正)

第七十一條 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の二の次に次の一條を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十一條の三 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(計量法の一部改正)

第七十二條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六條」を「第九十六條の二」に改める。

第九十六條の二に改める。

(訴えの提起)

第九十六條の二 第九十四條第一項の決定に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

(争訟の方式)

第二百六條 第八十二條に規定する処分不服がある者は、同条及び第九十六條の二の規定によることによつてのみ争うことができる。

(審査請求と訴訟との関係)

第二百七條 第二百五十六條第一項第一号又は第二号に該当することを理由とする同項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(鉱業法の一部改正)

第七十三條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償金の増額又は負担金の減額を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、因を被告とする。

第九十七條第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第九十八條を次のように改める。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十八條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(採石法の一部改正)

第七十四条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「審査請求に」の下に、同法第八十条の規定は、これらの処分取消しの訴えに」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第七十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

(電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第七十六条 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第七十八条第三項の訴えの出訴期間は、同条第二項の裁定を受けた日から三箇月以内とする。

(ガス事業法の一部改正)

第七十七条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「三十日」を「三箇月」に改める。

(特許法の一部改正)

第七十八条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四条」を「第八十四條の二」に改める。

第八十三條第二項中「三十日」を「三月」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第九章中第八十四条の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第九十五条の二に規定する処分を除く)の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(実用新案法の一部改正)

第七十九条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十八條の二」に改める。

第四十八條第二項中「第二項から第四項まで」を「第二項」に改める。

第六章中第四十八條の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十八條の二 特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第五十五条第六項に規定する処分を除く)の取消しの訴えに準用する。

(意匠法の一部改正)

第八十条 意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十條の二」に改める。

第六十條第二項中「第二項から第四項まで」を「第二項」に改める。

第六章中第六十条の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第六十条の二 特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第六十八條第六項に規定する処分を除く)の取消しの訴えに準用する。

(商標法の一部改正)

第八十一条 商標法(昭和三十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三條の二」に改める。

第六章中第六十三条の次に次の一条を加える。

(不服申立てと訴訟との関係)

第六十三條の二 特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第七十七条第六項に規定する処分を除く)の取消しの訴えに準用する。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第八十二条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項ただし書を削る。

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第八十三条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項ただし書を削る。

第九章 運輸省関係

(海上運送法の一部改正)

第八十四条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の補償の額の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(船舶安全法の一部改正)

第八十五条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「申請スル」を「申請シ再検査ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スル」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項ノ検査ニ対シ不服アル者ハ同項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得

(港灣法の一部改正)

第八十六条 港灣法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項中「三箇月以内」の下に「港灣管理者を被告として」を加える。

第五十五条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「港灣管理者」とあるのは「国又は港灣管理者」と読み替へるものとする。

第五十五条の五第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「港灣管理者」とあるのは「国又は港灣管理者」と読み替へるものとする。

第五十九条の見出しを「(行政事件訴訟法等の適用)」に改め、同条第三項中「行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)」を「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第 号)」に改める。

(港灣運送事業法の一部改正)

第八十七条 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條の三第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償

の額の増額を請求することができ
る。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(地方鉄道法の一部改正)

第八十八条 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の二項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国ヲ以テ被告トス

(軌道法の一部改正)

第八十九条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 第十九条又ハ前条第三項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ買収価額又ハ補償金額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ公共団体又ハ軌道経営者ヲ以テ被告トス

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第九十条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「通常裁判所」を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)

第九十一条 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「通常裁判所」を削り、同条第四項を削る。

(道路運送法の一部改正)

第九十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「六箇月」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

第六十九条第六項中「六箇月」を「三箇月」に改め、ただし書を削る。

第二百一十一条を次のように改める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二百一十一条 第四条第一項、第七條、第八條第一項、第十八條第一項、第二十条第一項、第三十三條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條、第四十三條の二第一項(第百二条第三項において準用する場合を含む。)

又は第百二条第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(航空法の一部改正)

第九十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第六項中「三十日」を「三箇月」に改める。

(通訳案内業法の一部改正)

第九十四条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(航路標識法の一部改正)

第九十五条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(水路業務法の一部改正)

第九十六条 水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「補償の額を」を「決定」に改め、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の補償の額は、海上保安庁長官が決定する。

第十五条に次の一項を加える。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(海難審判法の一部改正)

第九十七条 海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

(気象業務法の一部改正)

第九十八条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「補償の額」を「決定」に改め、その決定を知つた日から三箇月以内に、訴えをもつて補償の額の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の補償の額は、気象庁長官が決定する。

第四十条に次の一項を加える。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第十章 郵政省関係

(公衆電気通信法の一部改正)

第九十九条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

(有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第一百条 有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条中「」についての異議申立ての下に「及び訴訟」を加える。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第一百一条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項ただし書中「一箇月」を「三箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(電波法の一部改正)

第二百二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の二を次のように改める。

(訴えの提起)

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第九十七条中「訴え」を「訴え(異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。)」に改める。

第九十八条中「第九十六条の二」を「前条」に改める。

第十一章 労働省関係

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第二百三条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第二項中「第八項」を「第七項」に、「第十項並びに第十二項」を「並びに第十項から第十二項まで」に改め、「第十一項中「第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをすること、又は訴」とあるのは「訴」とを削る。

(労働組合法の一部改正)

第百四条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「前項の規定による」を削り、同条第六項中「行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、」を「当該命令の取消しの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この期間は、不変期間とする。

第二十七条第八項を削り、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 使用者は、第五項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の命令に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第 号)第十二条第三項の規定は、適用しない。

第二十七条第十一項を次のように改める。

11 第五項の規定は労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行なう再審査の申立てについて、第七項の規定は労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第三十二条中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百五条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「再審査請求をし、その裁決に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起する」を「再審査請求をする」に改める。

第三十八条から第四十一条までを次のように改める。

第三十八条 第三十五条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、前条に規定する額の算定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する主務大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第三十九条から第四十一条まで削除

(じん肺法の一部改正)

第百六条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

(審査請求と訴訟との関係)
第二十条 第十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(職業安定法の一部改正)

第百七条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

(失業保険法の一部改正)

第百八条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「再審査請求をし、その裁決に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起する」を「再審査請求をする」に改める。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条 第四十条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四十三条から第四十五条まで削除

(土地収用法の一部改正)

第百九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第九項中「三十日」を「六十日」に改める。

第百三十二条の前の見出し及び同条を削り、第百三十一条の三を第百三十二条とする。

第百三十三条の前に見出しとして「訴訟」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第百十條 都市計画法(大正八年年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条 第六条第二項ノ規定ニ依ル処分ノ取消ノ訴ハ其ノ処分ニ付テノ異議申立又ハ審査請求ニ対スル決定又ハ裁決ヲ經タ後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

(河川法の一部改正)

第百十一条 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条から第六十三条までを次のように改める。

第六十条 第三十八条又ハ第三十九条ニ依リ下付スベキ補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日より三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ府県ヲ以テ被告トス但シ主務大臣ノ施行スル工事ニ係ルモノニ在リテハ国ヲ以テ被告トス

第六十一条乃至第六十三条 削除
(砂防法の一部改正)
第百十二条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条から第四十六条までを次のように改める。

第四十三条 第二十二條又ハ第二十三條ニ依リ下付スベキ補償金額ニ対シ不服アル者ハ行政庁ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日より三箇月以内ニ訴ヲ以テ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ府県ヲ以テ被告トス但シ主務大臣ノ管理スル砂防設備又ハ其ノ施行スル工事ニ係ルモノニ在リテハ国ヲ以テ被告トス

第四十四条第四十六條 削除

(水害予防組合法の一部改正)

第百十三條 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日より三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償金額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ組合ヲ以テ被告トス

(運河法の一部改正)

第百十四條 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知リタル日より三箇月以内ニ訴ヲ以テ費用ノ負担額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国、公共団体若ハ行政庁ノ許可ヲ受ケタル者又ハ免許ヲ受ケタル者ヲ以テ被告トス

第十五条に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴テ以テ第一項ノ費用ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テハ国又ハ公共団体ヲ以テ被告トス
第十六条に次の一項を加える。
前条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

(公有水面埋立法の一部改正)
第十五条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四十四条から第四十六条までを次のように改める。

第四十四条 第六条第三項ノ規定ニ依ル補償ノ裁定又ハ第十條若ハ第三十二條第二項ノ規定ニ依ル補償ニ関スル処分ニ不服アル者ハ其ノ裁定書ノ送付ヲ受ケタル日又ハ補償ニ関スル処分ヲ知リタル日ヨリ三箇月以内ニ訴テ以テ其ノ額ノ増減ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ訴ニ於テハ補償ノ当事者ノ一方ヲ以テ被告トス

第四十五条及第四十六条 削除
(住宅金融公庫法の一部改正)
第一百六条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書を削除。
第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

(建築基準法の一部改正)
第一百七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第九十六条を次のように改める。

(審査請求と訴訟との関係)
第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十三章 自治省関係
第一百八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第七十四条の二に次の二項を加える。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。
第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三号)第四十三條の規定にかかわらず、同法第十三條の規定を準用せず、また、同法第十六條から第十九條までの規定は、署名簿の署名の効力を争ふ数個の請求に關してのみ準用する。

第二百五十六條を次のように改める。
第二百五十六條 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の事務に係る処分

の取消しの訴えは、当該処分につき当該普通地方公共団体の機関以外の行政庁(労働委員会を除く)に審査請求、審決の申請その他の不服申立てをすることができ、その不服申立てをすることができる場合には、その不服申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(地方公務員法の一部改正)
第一百九条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」に改める。

第三章第八節第四款中第五十一条の次に次の一条を加える。
(不服申立てと訴訟との関係)
第五十一条の二 第四十九條第一項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができ、その取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第二百二条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「民事訴訟(再審を除く)の例による」を「公職選挙法第二百二十四条及び第二百二十九条の規定を準用する」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第二百二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条(不服の申立)」を「第二十四条(訴訟)」に、「第二十九条(補充選挙人名簿に対する異議の申出、不服の申立等)」を「第二十九条(補充選挙人名簿に対する異議の申出、訴訟等)」に改める。

第二十四条の見出しを「(訴訟)」に改め、同条第一項中「選挙管理委員会の委員長を」を「選挙管理委員会に改め、」地方裁判所に」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百九条中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主宰者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を争う数個の請求」と読み替へるものとする。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

第二十九条(見出しを含む)中「不服の申立」を「訴訟」に改める。
第九十六条中「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)第一項」を「第二百八条(当選の効力に関する訴訟)」に改める。

第二百三条第一項中「不服がある者は」の下に「当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出又は審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に対するのみ提起することができ

る。
第二百四条中「選挙管理委員会の委員長を」を「選挙管理委員会に、」中央選挙管理会の委員長を」を「中央選挙管理会」に改める。

第二百七条第一項中「不服がある者は」の下に「当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし」を加え、同条第二項中「訴訟における異議の申出及び審査の申立ての前置主義」を「訴訟の提起」に改める。

第二百八条第一項本文中「当選人」を「衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては当

該都道府県の選挙管理委員会を、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二百十九条を次のように改める。

（選挙関係訴訟に対する訴訟法の適用）

第二百十九条 本章に規定する訴訟については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第 号）第四十三条（抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の適用）の規定にかかわらず、同法第十三条（関連請求に係る訴訟の移送）、第十九条から第二十一条まで（原告による請求の追加的併合等）、第二十五条から第二十九条まで（執行停止等）、第三十一条（特別の事情による請求の棄却）及び第三十四条（第三者の再審の訴え）の規定は適用せず、また、同法第十六条から第十八条まで（請求の客観的併合等）の規定は、一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条（当選の効力に関する訴訟）若しくは第二百八条（当選の効力に関する訴訟）の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条（総括主宰者等の選挙犯罪の場合）の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関する第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれ

を争う請求とに關してのみ準用する。

（公営企業金融公庫法の一部改正）
第二百二十二条 公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項ただし書を削る。

（地方税法の一部改正）

第二百二十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十二節 不服審査（第十九条から第十九条の十）」を「第十二節 不服審査及び訴訟（第十九条から第十九条の十三）」に改める。

二節 不服審査及び訴訟
第一款 不服審査（第十九条）
第二款 訴訟（第十九条の十一）
第三款 訴訟（第十九条の十二）
第四款 訴訟（第十九条の十三）

（行政事件訴訟法との関係）
第十九条の十一 第十九条に規定する処分に関する訴訟については、本款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第 号）その他の一般の

行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立てと訴訟との関係）
第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（滞納処分に関する出訴期間の特例）
第十九条の十三 第十九条の四の規定は、行政事件訴訟法第八条第二項第二号又は第三号の規定による訴えの提起について準用する。

（争訟的方式）
第四百三十四条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（消防法の一部改正）
第二百三十四条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項及び第二項を次のように改める。
第五条の規定による命令又はその命令についての不服申立て

に対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。

（国家公務員法の一部改正）
第二百二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第三章第六節第三款第二目中第九十二条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）
第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができないものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

9 この法律による改正後の公職選挙法第二十四条(同法第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に調整される選挙人名簿に係る訴訟について、この法律による改正後の公職選挙法その他の規定は、施行日以後にその期日が公示され又は告示される選挙に係る訴訟について適用し、施行日前に調製された選挙人名簿又は施行日前にその期日が公示され若しくは告示された選挙に係る訴訟については、なお従前の例による。

昭和三十七年三月二十八日印刷

昭和三十七年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局